# デジタル社会の実現に向けた基本的な施策に係る施策集

デジタル社会形成基本法（令和３年法律第35号）第37条第３項及び官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第８条第３項においては、デジタル社会の形成に関する重点計画又は官民データ活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとするとされている。

これを踏まえ、国、地方公共団体、民間事業者等における具体的施策について、これまでの取組と課題を整理した上で、今後の方向性を示す。また、具体的施策については、以下の点を踏まえ、取り組むものとする。

* 施策の内容が、国民や事業者等（利用者）の便益や公共価値（Public Value）の向上にどのようにがるのか等の政策目標を、適切かつ明確にすること。
* 認識した課題やその解決に向け、具体的な事実関係に基づいた施策とすること。
* 他の施策との間で重複がなく、関係する府省庁、地方公共団体、民間事業者等との間で、適切かつ効果的な分担・連携を図ること。
* 施策のスケジュール、指標（KPI）の設定については、その利用者である国民や事業者等の視点を重視することとし、できるだけ定量的に示すこと。

本計画で示す具体的施策の進め方については、施策によって異なり、具体的施策の達成期限を一律に設定することは困難であるが、国と各地方公共団体が一体となって計画の具体的施策を着実に実施するためには、少なくとも各々の具体的施策が実現することで、国民・事業者等にどのようなメリットがもたらされるかを示し、共有しておくことが不可欠である。

その際、以下の観点を踏まえた取組を通じて、迅速かつタイムリーに、計画の具体的施策の内容等を調整しながら、目標に向かってPDCAサイクル（P、D、C、Aの各々の過程におけるPDCAを含む。）を推進し、スパイラルアップを目指す。また、一つ一つの事実を徹底的に把握し、課題の可視化と因果関係の整理を行い、成果の達成度合等について評価を行うこととする。

1. 本計画の具体的施策について、定期的に進捗状況や成果等のフォローアップを行い、その評価結果を踏まえた見直し
2. 今後の技術の進展や新たに登場するサービス等の動向、国民や事業者等のニーズを踏まえ、計画の具体的施策を進める中で、更に対応すべき課題や、当初の計画では想定しなかった新たな課題やメリット、KPI等を修正・追加するなどの見直し

あわせて、行政自身が客観的データなどのエビデンスを用いて政策立案等を行うEBPMを進める上でも、データの利活用の環境整備を含むデジタル改革が重要である。国民に信頼される行政を展開するため、各府省庁においては、「行政におけるデータ行動原則」[[1]](#footnote-2)にのっとり、データを活用した政策の効果検証や改善を含め、EBPMの取組を一層、推進・強化する。

Ⅰ．誰一人取り残されないデジタル社会の実現

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.１－１] ウェブアクセシビリティ確保のための環境整備等** | |
| * 高齢者や障害者など、ICTの恩恵を十分に享受できていない者が多く存在。 * 誰もが行政等のウェブサイトを利用しやすいようにするため、令和２年度（2020年度）の調査結果を踏まえ、更なる公的機関ウェブサイトのアクセシビリティ状況改善に向けた取組を促進。また、高齢者や障害者等に配慮した事業者による通信・放送サービスの充実を図るため、事業者等への助成を行い、助成後５年間の提供状況を確認。 * これにより、デジタルデバイドを解消し、誰もがICTの恩恵を享受できる情報バリアフリー環境を実現。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * サービス及び研究開発に対する助成件数 * JIS規格準拠に係る各公的機関向けオンライン説明動画の提供回数（令和３年（2021年）１件） |
| KPI（効果）： | * 民間事業者向け「身体障害者向け通信・放送役務の提供・開発等の推進」助成終了後２年経過時の事業継続率（令和３年（2021年）70％） * ウェブサイトのJIS X 8341-3への準拠を表明している地方公共団体の割合（令和３年（2021年）77％） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.１－２] 情報アクセシビリティ確保のための環境整備** | |
| * IoTやAIの社会実装が進むためには、ICT機器・サービスのアクセシビリティの確保が必要となる。米国やEUでは、法律によりICT機器・サービスのアクセシビリティ基準を規定し、それを企業が自己評価する仕組みが提供されている。 * このため、米国・EUの基準に加え、各業界団体が独自に規定したアクセシビリティ基準を基礎に、我が国において各企業が自己評価するための様式や公表の仕組みを策定する。あわせて、政府情報システムの調達時にも活用する方策を検討。 * これにより、企業によるアクセシビリティ基準に関する情報公開が進むことで、基準を満たすICT機器・サービスの展開を促進。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示の仕組みの構築・導入に向けた検討状況 |
| KPI（効果）： | ICT機器・サービスのアクセシビリティ確保に関する自己診断・開示の仕組みの利用数（令和８年度（2026年度）まで100以上） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.１－３] 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進** | |
| * 内閣府の世論調査によれば、70歳以上の高齢者の方の約６割がスマートフォンなどの情報通信機器を利用していないと回答しており、社会のデジタル化が急速に進む中で、助けを必要とする人に、十分な支援が行き渡っていない。 * このため、民間企業や地方公共団体等と連携し、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続やサービスの利用方法等に対する助言・相談等の対応支援を行う「講習会」を、令和３年度（2021年度）から全国において本格的に実施する。また、令和４年度（2022年度）以降、携帯電話ショップ等が身近にない地域を含め、「デジタル活用支援員」の派遣を全国的に実施できるよう、育成・派遣する仕組みを構築する。 * 上記の取組により、高齢者等がデジタル機器・サービスを活用し、社会全体のデジタル化の恩恵を受け、生き生きとより豊かな生活を送ることができる環境を整備する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | デジタル活用支援に係る実施拠点数（令和３年度（2021年度）1,800か所）、デジタル活用支援員の人数（令和３年度（2021年度）3,000人） |
| KPI（効果）： | デジタル活用支援を受けた高齢者等の人数（令和３年度（2021年度）40万人） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.１－４] 地域で子供たちがプログラミングなどICT活用スキルを学び合う場の普及促進** | |
| * 令和２年（2020年）４月から小学校でプログラミング教育が導入されることに伴い、地域社会でもICTスキルを学び合う場を普及させることが重要。 * 実施団体のネットワーク化や好事例等の情報提供を促進。 * ICT活用スキルを学べる機会を促すことにより、AI・IoT社会における基本的素養の習得に資する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 調査研究事業を通じた「地域ICTクラブ」の全国ネットワーク化等の検討を令和３年度（2021年度）中に実施 * 調査研究事業を踏まえたガイドブックの改訂を令和３年度（2021年度）中に実施 |
| KPI（効果）： | 未設定 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.１－５] 障害者の本人確認等の簡素化** | |
| * 障害者割引等については、従来から、各事業者の自主的な判断に基づき実施されており、多くの事業者が利用者に対して利用の度に身体障害者手帳等の提示を求めている一方で、交通事業者においては、ICカードの活用を行う等の簡素化が進められている。また、国としても、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成30年法律第100号）第８条第３号「移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を確保」の規定を踏まえて、障害者の利便性の向上に向けた取組の推進が求められている。 * 令和３年度（2021年度）中に、関係省庁は、障害者の負担軽減や均等な機会の提供のため、オンラインによる施設等の障害者割引入場券の予約・購入等への対応について、民間事業者等に対して要請を行うとともに、障害者の利便性の向上に向けた民間事業者等の取組状況についてフォローアップを行う。 * 本取組を推進することで、公共交通機関、各種サービスの利用等においてアプリ等を活用した障害者の本人確認等の簡素化の促進及び利便性の向上が期待される。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 関係省庁から事業者等に発出した要請通知文書送付先団体数 |
| KPI（効果）： | 障害者の移動及び施設利用時の負担軽減に対する理解が深まる |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.１－６] 多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発** | |
| * ビジネス・国際会議における議論・交渉、観光や人材受入れを背景とする外国人との共生社会の実現等において、「言葉の壁」が課題となっている。 * 国立研究開発法人情報通信研究機構が開発したAIによる多言語翻訳技術の更なる高度化により、ビジネス・国際会議での議論にも対応した高精度かつ低遅延な実用レベルの同時通訳を実現するための研究開発を実施する。 * これにより、世界の「言葉の壁」を解消し、グローバルで自由なコミュニケーションを実現する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 令和６年度（2024年度）末までに多言語による同時通訳技術を確立 |
| KPI（効果）： | 確立した同時通訳技術を活用した製品・サービス化数（令和９年度（2027年度）までに20件） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.１－７] 条件不利地域における通信インフラの整備の推進** | |
| 【高度無線環境整備推進事業】   * 光ファイバの整備に対するこれまでの国の支援により、全国的な光ファイバ整備率は高い水準を実現。しかし、地理的条件が不利な地域等では光ファイバの整備が遅れているため、5G・IoT・Wi-Fiなどの高度な無線環境の利用機会に地域間格差が生じるおそれがある。 * 条件不利地域において地方公共団体や電気通信事業者等が行う5G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバの整備に対し、支援を実施する。 * これにより、高度な無線環境の利用機会に関する地域間格差を是正し、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を促進する。   【携帯電話等エリア整備事業】   * 地理的条件や事業採算性等の問題により、携帯電話を利用することができないエリア（不感エリア）や地域の活性化、活力の向上を図るために不可欠な5Gの整備が遅れるエリアがある。このため、不感エリアの解消や5Gサービスの速やかな全国展開を進めることが必要。 * 災害時等の安心安全確保の観点から、道路や登山道など、非居住エリアの不感解消を促進するとともに、5G基地局整備が遅れるエリアについて、5Gの導入を促進する。 * これにより、都市と地方の情報格差を是正する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 「高度無線環境整備推進事業」実施件数（令和２年度（2020年度）予算約585億円、令和３年度（2021年度）予算約55億円） * 「携帯電話等エリア整備事業」実施件数（令和２年度（2020年度）予算約15億円、令和３年度（2021年度）予算約28億円） |
| KPI（効果）： | * 光ファイバの未整備世帯は約17万世帯に減少する見込み。 * 道路メッシュカバー率（道路を含むメッシュ(※)のうち、携帯電話サービスが提供済みのメッシュの割合）（令和６年度（2024年度）までに90％以上）   (※)平成27年度（2015年度）国勢調査に関する地域メッシュ統計のうち２分の１地域メッシュ（約500m四方） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.１－８] 鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速** | |
| * 鉄道トンネルや道路トンネルなど人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話が利用できないエリアが存在。このため、非常時に備えた乗客の通信の確保等の観点から、このようなエリアを解消することが必要。 * 新幹線の延伸予定区間に建設されるトンネルについては、開業と同時に携帯電話を利用できるよう対策を講ずる。また、在来線については、平均通過人員２万人以上８万人未満の路線区間のトンネルを対象として携帯電話を利用できる環境を整備する。 * これにより、訪日外国人を含めた利用者の利便性の向上及び非常時等における通信手段を確保する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 「電波遮へい対策事業」実施件数（令和２年度（2020年度）予算約29億円の内数、令和３年度（2021年度）予算約24億円の内数） |
| KPI（効果）： | 在来線のうち、平均通過人員２万人以上８万人未満の路線区間のトンネル内で携帯電話が利用可能な距離（125km） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.１－９] 沖縄県における超高速ブロードバンド環境整備促進事業** | |
| * ICT利用による利便性を沖縄全県的に等しく享受できるようにするため、通信事業者による自主整備が困難である地域を対象に超高速ブロードバンド環境整備が必要。 * 沖縄県において、超高速ブロードバンド環境整備促進事業等を実施し、超高速ブロードバンド環境整備を行い11市町村の整備が完了。引き続き沖縄県において、超高速ブロードバンド環境整備促進事業を行い、令和３年度（2021年度）末までに残り６市町村の超高速ブロードバンド環境整備を実施。 * これにより、整備した地方公共団体においてICT利用による利便性を等しく享受できる環境を実現。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 超高速ブロードバンド環境整備市町村数（本事業における整備市町村17（令和３年度（2021年度）中）） |
| KPI（効果）： | 離島及び過疎地域における超高速ブロードバンドサービス利用率（令和４年度（2022年度）中に42.86％） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.１－10] 障害当事者参加型技術開発の推進** | |
| * 障害の有無にかかわらず自らの意欲と能力を発揮した自分らしい人生や、障害者の社会参画を実現するため、障害当事者が参加した、個々のニーズに即したICT機器・サービスの開発を行う「当事者参加型技術開発」を推進することが必要。 * このため、機器開発の際、企業が参考にできる障害関連情報共有プラットフォームを構築すべく、既存のデータ等の整理を行い、また、データベースに必要な各種機能についても調査を行う。 * これにより、障害者等の日常生活の支援に資するIoT・AI等を活用したICT機器・サービスの開発が促進され、当該機器等の市場拡大が期待できる。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 障害当事者参加型の仕組みの構築のための検討状況 |
| KPI（効果）： | 障害関連情報共有プラットフォームのデータ数（令和３年度（2021年度）末200以上） |
|  | |

Ⅱ．国際戦略の推進

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.２－１] 国際的なデータ流通の推進** | |
| * 急速に進行するデジタル化の潜在力を最大限活用するためには、データ流通、電子商取引を中心としたデジタル経済に関する国際的なルール作りが急務。この問題意識の下、令和元年（2019年）６月のG20大阪サミットにおいて、プライバシーやセキュリティ等に関する消費者や企業の「信頼」を確保することによって自由なデータ流通を促進する「Data Free Flow with Trust（DFFT）」のコンセプトに合意した。また、同サミットの機会に開催した「デジタル経済に関する首脳特別イベント」において、我が国主導で、27か国の首脳とWTOを始めとする国際機関が参加の下、「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出し、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際ルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」を立ち上げた。 * 「大阪トラック」の下、DFFTの考えに基づき、データ流通、電子商取引を中心とした、デジタル経済に関する国際的なルール作りについて、OECD等の国際機関や産業界等、多様なステークホルダーを交え、様々な国際場裏において加速させていく。特に、WTO電子商取引交渉については、80以上の加盟国が参加する中で、我が国は、シンガポール及びオーストラリアと共に共同議長国として、データの自由な流通を含む具体的なルールの交渉を引してきており、引き続き積極的に取り組んでいく。 * こうした取組により、データの潜在力を最大限活用し、AI、IoT、ビッグデータにおけるイノベーションを大きく加速させ、我が国の産業に新たな成長の可能性を生み出す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | ― |
| KPI（効果）： | ― |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.２－２] 信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組及びAPEC CBPRシステムの推進** | |
| * 個人データの国境を越えた流通が増大する中、個人情報の保護を図りつつ国際的な個人データ流通が円滑に行われるための環境の更なる整備が急務となっている。こうした中、これまで、個人情報保護委員会は、EUとの間では相互の円滑な個人データ移転を図る枠組み構築・維持に向けた対話、英国との間では英国のEU離脱後における日英間の相互の円滑な個人データ移転の確保に向けた対話、米国との間ではAPEC域内において個人データの円滑な移転を促進する枠組みである越境プライバシールール（CBPR）システムの促進を行うとともに、日米欧三極間及びOECDの場において信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組を行ってきた。引き続き、個人情報の保護を図りつつ国際的な個人データ流通が円滑に行われるための環境の整備に向けた取組を行っていく必要がある。 * 令和３年度（2021年度）においても、信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向け、欧州関係機関（欧州委員会司法総局）及び米国関係機関（商務省等）との間で戦略的な対話や連携を行い、既存の越境データ移転の枠組みを活用した個人データ流通の増大を図るための取組や各国間の個人情報保護制度の相互運用性を高めるための取組を推進するとともに、データ流通における新たなリスクであるデータローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスを、個人情報保護政策の国際的指針となっているOECDプライバシーガイドラインにおいて規律するため、データローカライゼーションの論点に係る議論を進展させるとともに、信頼性のあるガバメントアクセスに係る高次の原則を策定するための議論を主導する。 また、APEC CBPRシステムについても、更なる参加エコノミー及び参加企業の拡大に向け、国際会議等の場において関係諸外国・諸機関との連携や情報発信を行い、引き続き、普及促進に取り組んでいく。 * 上記の取組により、個人情報の保護を図りつつ国際的なデータ流通が円滑に行われるための一層の環境整備を進める。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | ― |
| KPI（効果）： | ― |
|  | |

Ⅲ．安全・安心の確保

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.３－１] データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策** | |
| * Society 5.0の産業社会において求められるセキュリティ対策の全体像を整理した「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク」（以下「CPSF」という。）を平成31年（2019年）４月に策定。 * CPSFを各産業分野に展開し、産業分野別のセキュリティガイドライン策定を推進する。また、産業横断的な対策が求められる分野に関しても、IoT機器等を活用して制御系システムを含めた拠点の無人化等の推進が見込まれる中、フィジカル・サイバー間をげる機器・システムにおけるカテゴライズ及びセキュリティ・セーフティ要求の検討に資する「IoTセキュリティ・セーフティ・フレームワーク」を令和２年（2020年）11月に策定するとともに、データそのものの信頼性確保の手法等について検討し、「データによる価値創造（Value Creation）を促進するための新たなデータマネジメントの在り方とそれを実現するためのフレームワーク」の策定を目指す。 * これにより、IoTの進展等によってデータを含めあらゆるものががるSociety 5.0の実現に求められるセキュリティの確保や製品・サービスのセキュリティ品質を差別化要因にまで高めることによる競争力の強化を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | CPSFに基づいて策定された、産業分野別セキュリティガイドラインの策定数 |
| KPI（効果）： | 策定されたガイドライン等に沿った対策の実施やその確認の仕組みを導入し、セキュリティ対策を実施した産業分野数 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.３－２] セキュリティ標準の策定** | |
| * ITU-T SG17においてIoTセキュリティガイドラインをベースとした勧告案の検討を、ISO/IEC JTC1/SC27、SC41においてIoTセキュリティガイドラインをベースとした規格案の検討を進める。ITU-Tにおいては令和４年度（2022年度）以降での勧告案の確定、ISO/IEC JTC1/SC41においては令和３年度（2021年度）に規格を策定済であり、ISO/IEC JTC1/SC27においては令和４年度（2022年度）以降の規格案の確定を目標としている。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * ITU-T SG17における勧告案の確定（令和４年度（2022年度）以降) * ISO/IEC JTC1/SC27、SC41における規格案の策定 |
| KPI（効果）： | * 国際標準獲得 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.３－３] サイバーセキュリティお助け隊の構築** | |
| * 経済産業省では、損保会社、ITベンダーや地元の団体等と連携して、中小企業を対象に相談窓口を設定し、必要に応じて駆けつけ支援を行うサイバーセキュリティお助け隊の構築を目指し、令和元年度（2019年度）から令和２年度（2020年度）まで地域実証を実施した。実証事業で得られた知見、及びサプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム（SC3）中小企業対策強化WGにおける議論等に基づき、IPAにおいて中小企業向けのセキュリティサービスが満たすべき基準「サイバーセキュリティお助け隊サービス基準」及びサービスの内容の審査（確認）を行う機関（サービス審査登録機関）が満たすべき基準「サイバーセキュリティお助け隊サービス審査登録機関基準」を制定。 * 令和３年度（2021年度）から、サービス基準を充足するサービスに「サイバーセキュリティお助け隊マーク」を付与することによる普及促進を開始。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 令和３年度（2021年度）のサイバーセキュリティお助け隊サービスの審査・登録数を10件にする。 |
| KPI（効果）： | 令和６年度（2024年度）までに、実証事業終了後５年経過時の中小企業のセキュリティ対策機器と事後支援がセットになったサービスの利用者数を30,000者以上にする。 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.３－４] 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信** | |
| * 個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年法律第44号）の円滑な施行に向けて、個人情報の保護と有用性のバランスを図る観点から、多様なステークホルダーの意見を十分に聴取しつつ、ガイドライン等を改正した。あわせて、説明会等を実施するとともに、強化された越境移転規制に係る法令遵守支援としての外国法制度の調査、情報提供に積極的に取り組む。 * 加えて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）により改正された個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の円滑な施行に向けて、これまで行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）又は各地方公共団体の条例により別々に規律されてきたことにも配慮しつつ、各主体の意見を十分に聴取しながら、政令・規則・ガイドラインの策定等を実施。 * また、個人情報保護法に関する事業者・国民の更なる理解の促進に向け、引き続き個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する事業者・国民からの相談に積極的に応じ、説明会等への講師派遣や相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情報発信に積極的に取り組むほか、認定個人情報保護団体等の民間の自主的取組の支援等を行うことにより、適切な利活用環境を継続的に整備。 * これらにより、個人情報等の適正かつ効果的な活用を促進し、経済活性化や国民生活の利便性の向上等を実現。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 説明会等への講師派遣実施の件数（年間60回） * 個人情報保護に係る制度についての情報提供の対象たる国・地域の数 |
| KPI（効果）： | * 個人情報等の適正かつ効果的な活用の促進 |
|  | |

Ⅳ．包括的データ戦略の推進

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－１] 分野ごとデータ連携基盤間でのデータ流通を促進する分散型分野間データ連携の推進** | |
| * Society 5.0を実現するためには、国、地方公共団体、民間等で散在するデータ基盤を連携させ、分野・組織間を越えたデータ活用とサービス提供を可能とするデータ連携基盤技術の整備が必要。 * 総合科学技術・イノベーション会議において、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）（第２期）の「ビッグデータ・AIを活用したサイバー空間基盤技術」の事業の一環として、複数分野のデータを容易に連携可能とする分野間データ連携基盤技術（コネクタ）の研究と機能ツール開発を行い、SIPデータ基盤へのコネクタ実装と、データ流通を促進する民間コンソーシアム（DSA）を活用した普及活動を実施。 * 上記の取組により、分散型分野間データ連携を実現し、従来分野ごとに活用されてきたデータを分野間で相互に流通できるデータ流通基盤を得る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | データ連携基盤技術のSIPデータ基盤への実装数（令和３年度（2021年度）中にSIP他課題の４つのデータ基盤（防災、バイオ（２件）、フィジカル）を接続） |
| KPI（効果）： | データ連携基盤技術の本格稼働 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－２] 国土交通データプラットフォーム整備** | |
| * Society 5.0の実現に向けた社会インフラとして、国、地方公共団体、民間等に散在するデータを連携させ、分野横断での利活用を可能とするデータ連携基盤の整備が必要。 * 国土交通分野の多種多様な産学官のデータをAPIで連携し、３次元地図上で表示するとともに、横断的に検索・ダウンロード可能にする「国土交通データプラットフォーム」の構築実現を目指し、データ連携基盤の整備に着手。令和２年（2020年）４月24日に「国土交通データプラットフォーム1.0」を公開し、順次、データ連携拡大等を推進している。令和４年度（2022年度）での概成以降も、データ連携の拡大や改良・高度化等を推進する。 * この取組により、業務の効率化や施策の高度化、産学官連携によるイノベーションを創出する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 国土交通データプラットフォームと連携するデータ数（令和２年度（2020年度）　約22万件、令和７年度（2025年度）　約150万件） |
| KPI（効果）： | 令和４年度（2022年度）での概成 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－３] いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備** | |
| * 令和２年度（2020年度）末時点で情報銀行の認定件数は７件に上っているが、企業や業界を越えたデータの流通・活用のため、引き続き、普及を推進する必要がある。 * 個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組みである「情報銀行」について、「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」での検討を踏まえて、個人情報保護法改正について「情報信託機能の認定に係る指針」の見直しを行うとともに、令和４年度（2022年度）は準公共分野におけるデータ連携を見据えた検討や情報銀行が個人の委任を受けてプラットフォーマー等の保有する情報を活用することでデータポータビリティを実現するための検討を行う。 * これにより、データ流通の活性化を実現するとともに、国民生活の利便性の向上や経済活性化等を実現。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 情報銀行と他のデータ取扱事業者の間のデータ連携の方策等に係る実証・検討の実施（令和４年度（2022年度）を目途） |
| KPI（効果）： | PDS（Personal Data Store）、情報銀行等の個人の関与の下で、データ流通・活用を進める仕組みを活用したビジネスの創出（令和７年度（2025年度）を目途に合計30の認定情報銀行事業者数を達成） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－４] AI・データの利用に関する適切な契約の促進** | |
| * 本施策では、平成30年（2018年）６月に、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を策定。令和元年（2019年）12月に、改正不正競争防止法による限定提供データの創設等を踏まえた改訂版を公表。その後、ガイドラインの事業者・事業団体に対する周知活動を継続的に実施。 * 引き続き、データ利用の提供や利用について契約での適切な取決めを促すとともに、AIに係る契約における利用条件等の柔軟かつ細やかな設定や、契約による学習済みモデルの保護、AI技術の普及等を促すことで、更なるデータ利活用の促進を図る。 * 本施策により、AI開発及びデータ利用の契約に関するユーザー側及びベンダー側の相互理解を深め、適切な契約を促進することによって、双方に利益のある取引が可能となり、AIやデータを利用したイノベーションの発展に資すると考えられる。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を国が提供する新たなガバナンスツールとして紹介している「ガバナンス・イノベーションVer.2」報告書案（令和３年（2021年）２月公表）について、国内外で周知・広報活動を行う。（令和３年度（2021年度）末までに講演30件） |
| KPI（効果）： | 個別分野等において、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」を参照したガイドライン等が策定される。（令和４年度（2022年度）以降に５件以上） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－５] オープンデータ官民ラウンドテーブル等を通じたデータ利活用の促進** | |
| * オープンデータの取組については、「オープンデータ基本指針」に基づき、利活用者のニーズを的確に反映しながら進めることが重要。内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室では、オープンデータ官民ラウンドテーブル（以下「ラウンドテーブル」という。）を平成30年（2018年）１月から開始し、データの公開・活用希望者とデータを保有する府省庁が直接対話を行う場として、これまで「観光・移動」、「インフラ、防災・減災、安心・安全」、「土地・農業」及び「電子行政（統計等データ）」分野を対象に開催。また、内閣官房情報通信技術（ＩＴ）総合戦略室のラウンドテーブルの取組を参考に、各府省庁や地方においても、自主的なラウンドテーブルが開催される等、取組が着実に拡大している。 * 他方、更なるオープンデータの利活用促進に向けては、より強固な官民連携を基盤とした取組が必要。このため、令和３年度（2021年度）においては、データ戦略の観点を踏まえ、各府省庁の政策課題を起点として、スタートアップをはじめとした民間事業者等から、オープンデータを含む各種データを活用した提案を積極的に取り入れるための議論・検討の場として、新たな形式でのラウンドテーブルを開催していくものとする。あわせて、行政保有データの棚卸リストの更新・公開及び各府省庁の官民データに関する相談窓口における公開要望への対応を引き続き行うとともに、オープンデータ関係団体（仲介組織）との連携強化など、官と民との間のコミュニケーションの円滑化や利活用ニーズへの適合を図るための取組を進めていく。 * これにより、オープンデータを活用した諸課題の解決、新たなサービスの創出等に貢献。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 新たな形式でのラウンドテーブルの開催（令和３年度（2021年度）に１回以上） |
| KPI（効果）： | ラウンドテーブルの開催を通じたオープンデータの利活用事例の創出 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－６] オープンデータ・バイ・デザインの推進** | |
| * 令和２年（2020年）４月から政府CIOの下で全ての情報システムを対象として、一元的なプロジェクト管理を開始した。 * 政府における情報システムにおいて、オープンデータの機械判読性の強化、データの標準化、政府情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策等の要件を、政府として統一的な視点で整備・管理していくための取組を強化する。 * 具体的には、①予算要求前の検証（予算要求前レビュー）では、主として、クラウドサービスの利用の可否などプロジェクトの基本的な方向性や関連サービスとの連携、重複投資の可能性等について検証を行い、②予算要求時の検証では、主として、予算編成に向けた費用対効果等の検証を行い、③予算執行段階の検証（予算執行段階レビュー）では、主として費用の妥当性や仕様の適正性、業務改革（BPR）等について検証を行う。 * 「一元的なプロジェクト監理」を通じて、政府におけるオープンデータ・バイ・デザインの推進を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 未設定（一元的なプロジェクト管理を通じた取組の上で、KPIを設定する） |
| KPI（効果）： | 未設定（一元的なプロジェクト管理を通じた取組の上で、KPIを設定する） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－７] 地方におけるオープンデータの促進** | |
| * 官民データ活用推進基本法では、地方公共団体は、国と同様に、保有するデータを国民が容易に利用できるよう必要な措置を講ずるものとされている。地方公共団体は、同法の趣旨、オープンデータ基本指針及び本計画を踏まえ、行政保有データを原則オープン化し、オープンデータを活用した地方発ベンチャーの創出の促進、地域の課題の解決を図る。 * その際、地方公共団体向けのガイドライン・手引書、「推奨データセット」等も参考にしながら、利用者ニーズに即したオープンデータ化を積極的に進めるとともに、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づく情報システム（当該情報システムに係る行政手続を含む。）の設計や整備を含めたオープンデータ及び行政内部でのデータ活用を推進することが望ましい。 * また、各府省庁は自府省庁に関連する分野のオープンデータの取組について、地方公共団体に対しても必要な働きかけや支援等を行い、積極的に推進を図っていく。加えて、民間事業者等によるアプリ開発や行政機関自身によるデータ分析、政策立案等の利活用の促進を図るため、公開するデータの量のみならず、データの質の向上を図っていく。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 地方公共団体のオープンデータの質の評価（令和３年度（2021年度）末までに評価指標を設定） |
| KPI（効果）： | 未設定（評価指標の設定後に検討） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－８] オープンデータカタログの一元的提供の推進** | |
| * 令和元年度（2019年度）に、オープンデータに関する有識者を含んだワーキンググループや、e-Govとの統合に当たったサイトコンセプトデザインに関する調査研究を実施。各府省庁職員や、オープンデータの利用者からの実際の声等も踏まえ、データ登録に係る業務負担軽減、ユーザーインターフェースの向上等が課題としてあがった。 * これらの結果を踏まえ、令和２年度（2020年度）から、データカタログサイトと行政情報の総合的なポータルサイトであるe-Govを統合に向けて設計・開発を進め、令和４年度（2022年度）までにオープンデータの一元的な提供を実現する。 * これにより、①オープンデータ活用のためのコミュニケーション基盤の確立による国民等におけるオープンデータ利活用のニーズの可視化、②検索性の向上により、公共データに由来するオープンデータのFindability（発見しやすさ）を確保し、国民が目的のオープンデータにたどり着きやすいようにする、③各府省庁の職員がオープンデータの登録に要する時間・手間を削減し、更新頻度等を上げるといった効果を実現し、オープンデータの活用を促進する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | DATA.GO.JPとe-Govの統合によるオープンデータカタログの一元的提供（令和４年度（2022年度）） |
| KPI（効果）： | オープンデータを活用した新たなサービスの創出や諸課題の解決の促進（令和５年度（2023年度）を目途に目標時期、目標値の明確化を行う。） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－９] 統計データのオープン化の推進・高度化** | |
| * 統計データの更なる利活用促進や社会の高度かつ多様な分析ニーズに対応していくためには、利便性の高い提供基盤を構築する必要。 * 政府統計の総合窓口である「e-Stat」に掲載される統計データについて、令和３年度（2021年度）に機械判読可能な型式での整備に係る府省統一の方針として統計データの整備に係る基本方針及び関係ガイドラインを策定し、原則全ての統計データを、データの自動取得・更新・分析などの利用ができる高度利用型統計データへの転換を進めるとともに、主要なデータの時系列データを取得できるよう整備を推進。また、個人や企業等の情報保護を確保しつつ、調査票情報の二次的利用の推進、特にオンサイト利用の拡大に向けて、引き続き利用者の要望に応じて様々な集計が可能となるよう調査票情報に係る提供基盤を整備。また、行政保有データ（統計関連）の棚卸結果や、民間ニーズ等も踏まえ、データの公開を推進。 * これらにより、統計データの高度利用を一層促進し、証拠に基づく政策立案（EBPM）の実現とともに、新たなサービスの創出に寄与。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | e-Statで提供する統計情報データベースの登録データ数（令和４年度（2022年度）末までに21万件）（累計）  （参考：実績値）   * 匿名データの提供数：62調査（令和３年（2021年度）９月時点） * 調査票情報の提供数：97調査（令和３年（2021年度）９月時点） |
| KPI（効果）： | e-Statでのデータベース利用件数、APIリクエスト件数、LODリクエスト件数（令和４年度（2022年度）末までに7,177万件）（年度計）  （参考：実績値）   * オンサイト施設の利用数：年間ID発行数138件（令和２年度（2020年度）実績） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－10] 介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供** | |
| * 介護サービスの利用者が、自身に合った適切なサービスを選択可能となるよう、事業者選択に当たっての支援を行うことを目的として、事業者に対し、介護サービス情報の公表制度を義務付けるなど介護サービス情報公表システムを運用している。これまでに、「介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し」として、利用者・家族向け情報と専門職向け情報に分けて情報公表を行うためのシステム改修や、「情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加」として、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算機能を追加するためのシステム改修を実施。 * 令和３年度（2021年度）以降も、介護サービス情報公表システムの利用者である国民の利便性の向上を図り、適切な事業者選択に資する観点から、これらの活用できる機能の周知など、介護サービス情報公表システムを普及していく。 * これにより、介護サービス情報公表システムの利用者である国民の利便性の向上を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 介護サービス情報の公表制度がより利用者等の選択を支援するものとなり、その活用が進むことを目指してニーズ調査を実施（令和３年度（2021年度）　調査事業を実施） |
| KPI（効果）： | * 令和３年度（2021年度）の「介護サービスの概算料金の試算」機能のアクセス数（１か月当たり平均10,000件） * 令和３年度（2021年度）の介護サービス情報公表システム（事業所情報検索結果）のアクセス数（１か月当たり平均500,000件） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－11] 「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（NDB）に係る情報の充実、医療等分野における識別子（ID）の導入** | |
| 【解決しようとする課題やこれまでの取組】   * 「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（NDB）のデータについては、研究者や民間を含む一般に広く入手可能とすることを目的として、オープンデータ化に取り組んでおり、令和３年（2021年）８月には第６回NDBオープンデータを公開。また、追加集計要望に関する「匿名医療情報等の提供に関する専門委員会」における検討を踏まえ、第７回NDBオープンデータの集計作業を開始。 * また、令和２年（2020年）10月に施行された医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第９号）により、民間事業者等への第三者提供や他の公的データベースとの連結解析を制度化。 * また、NDB利活用の拡大に向けて、令和３年（2021年）３月よりNDBの更改及び医療・介護データ等のクラウド環境の解析基盤の構築を開始した。   【今年度以降取り組んでいくこと】   * 令和３年度（2021年度）も新たに寄せられた集計要望に対する対応について「匿名医療情報等の提供に関する専門委員会」で検討を行い、第７回NDBオープンデータにおいて新たに追加される集計項目や今後の方針を決定予定。また、令和４年（2022年）秋頃までに第７回NDBオープンデータを公開予定。 * 他の公的データベースとの連結については、連結解析のニーズ、有用性が認められ、かつ、法的・技術的課題が解決したものから順次対応する。DPCデータベースとNDB・介護DBの連結については令和４年（2022年）４月に開始予定。 * 加えて、NDBについては、NDBを用いて研究を行う研究者が、患者の個人が特定されないことを前提として、地域、所得階層（高額療養費の自己負担限度額に係る適用区分）、医療機関・薬局の属性、生活保護受給者のレセプトに関する分析をできるようにする。 * 個人単位化される被保険者番号を医療等情報の連結に活用できるよう、令和２年（2020年）の通常国会において地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第52号）が成立した。正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供できるようにするための仕組みについて、令和４年（2022年）３月からの運用開始を目指す。   【期待される効果】   * 国民の受療状況を評価する上で有用なデータの利活用を促進。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * オープンデータ公開に向けた集計項目の選定及び集計状況（第７回NDBオープンデータは令和４年（2022年）秋公開予定） * NDBと連結解析できる他の公的データベースの拡大（法的・技術的課題が解決したものから順次対応） |
| KPI（効果）： | * オープンデータ公表ページに対するアクセス数（目標値や達成時期については、利用者により利用方法や利用時期が異なるため、具体的な数値は未設定） * NDBの利活用による研究開発の件数（運用開始後の利用件数） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－12] 保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進** | |
| 【保育所等について】   * 認定こども園・幼稚園・保育所等の教育・保育施設の情報をオープンデータとしてインターネット上で検索・閲覧できる「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」を構築し、令和２年（2020年）９月から一般公開を開始した。引き続き、登録情報の更新、充実やシステムの周知、利便性の向上等に努めることにより、保護者が小学校就学前の子供に対して適切かつ円滑に教育・保育を受けさせる機会の確保にげる。   【放課後児童クラブについて】   * 保護者が放課後児童クラブを選択するに当たっては、各地方公共団体において放課後児童クラブの利用に関する有益な情報のオープンデータとしての公開が必要。 * このため、放課後児童クラブについては、有益な情報のオープンデータ化に関する取組状況を全地方公共団体に対して引き続き調査するとともに、オープンデータ化がなかなか進まない地方公共団体に対しては、推奨データセットの活用についてデジタル庁と連携し周知することに努める。 * こうした取組により、保護者が適切かつ円滑に放課後児童クラブを利用できる機会の確保にげる。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 保育所等や放課後児童クラブに関する有益な情報をオープンデータ化した地方公共団体の割合 * （保育所等については令和３年（2021年）までに100％） |
| KPI（効果）： | * 保育所等については、「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」の利用状況等も勘案しながら引き続き検討 * 放課後児童クラブについては、オープンデータ化の取組と利用の状況等を勘案しながら引き続き検討 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－13] ハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化** | |
| * ハザードマップ（地震、火山、洪水・高潮、津波、土砂災害に関する災害リスク情報）の公開については、一部での公開にとどまっているほか、機械判読性の低いデータ形式での公開が主流。 * 平成30年度（2018年度）から国・地方公共団体が保有するデータや各データの形式等に関する状況把握を進めるとともに、把握した状況を踏まえてオープンデータ化に向けたデータ形式等の要件を検討し、随時提供を開始。洪水浸水想定区域（想定最大規模）のデータについては、国管理の448河川及び８道県分の都道府県管理河川の情報を、土砂災害警戒区域のデータについては、47都道府県全ての情報を、ウェブサイトやソフトウェア、アプリケーション向けに画像データ形式で配信中。また地震の震度分布・建物被害のオープンデータを促す通知を発出。引き続き、公開方法等の検討を行う。 * データの公開により、地域を横断した効果的な災害リスク情報の発信が可能になる等、国民の安全性及び利便性の向上に寄与。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 国・地方公共団体が保有するハザートマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化に向けた検討状況 |
| KPI（効果）： | ハザードマップ（災害リスク情報）をオープンデータ化した箇所数（又は団体数）  （参考：実績値）  国管理河川　448  都道府県管理河川　955  その他河川　167  （令和３年（2021年）９月） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－14] 指定緊急避難場所情報の迅速な整備・更新・公開及び各種情報との連携の推進** | |
| * 災害時において、旅行者等の地理に不慣れな方々に対し、十分に情報が行き届いていないことが課題。また、令和３年（2021年）８月時点で国土地理院ホームページにおいて指定緊急避難場所情報をオープンデータとして公開している市町村数は全体の約９割にとどまっている状況。 * 指定緊急避難場所等の指定促進に係る通知を発出し、指定緊急避難場所データを国土地理院へ報告するよう市町村に要請する。 * 引き続き指定緊急避難場所情報を迅速に整備・更新・オープンデータとして公開する。 * これにより、カーナビやスマートフォンを用いた適切な避難を促す多様な災害支援サービスの創出に寄与。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 国土地理院ホームページにおいて指定緊急避難場所情報をオープンデータとして公開している市町村数  全体の90％（令和３年（2021年）８月時点） |
| KPI（効果）： | 指定緊急避難場所データへの累積アクセス数  1,300万（令和３年（2021年）８月時点） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－15] 歩行空間における自律移動支援の推進** | |
| * 高齢者や障害者、ベビーカー利用者など、誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築のため、あらゆる人々が自由にかつ自立的に移動できる環境の整備が必要。令和元年度（2019年度）の取組を踏まえ、施設管理者（地方公共団体を含む。）や民間事業者による空間情報インフラの整備及びサービス創出にげることが課題。 * 引き続き施設・経路のバリアフリー情報等のオープンデータ化やデータの活用促進を図るほか、民間事業者等との連携強化により移動支援サービスの普及を促進する。 * 事業者や地方公共団体を始め、利用者自らが連携してバリアフリー情報や歩行空間情報をオープンデータとして広く収集し、相互に展開できるようなエコシステムを構築することによって、高齢者や障害者、更に将来的には自動走行モビリティ等が安全かつ円滑に歩行空間を移動できるようなユニバーサル・スマート社会を実現することを目的とする。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 歩行空間ネットワークデータ、施設データ等のオープンデータダウンロード数（年間で2,000件以上） |
| KPI（効果）： | オープンデータダウンロード数の増加（令和４年度（2022年度）末時点で累計ダウンロード数70,000件を達成する） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－16] 公共交通分野におけるオープンデータ化の推進** | |
| * 公共交通機関における運行情報等のオープンデータ化は、利用者利便の向上にがる新サービスの創出を促進するが、民間の主体的なオープンデータ化を推進するに当たっては、メリットや費用対効果、データ管理や提供の在り方等が課題。 * このため、令和２年度（2020年度）においてもオープンデータを活用した情報提供の実証実験を官民連携して実施し、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（注）における円滑な輸送への寄与を図るとともに、「公共交通分野におけるオープンデータ推進に関する検討会」において、民間の主体的なデータ提供に係る課題等について検討を実施。   （注）大会の延期等に伴い、令和３年度（2021年度）も継続して実証実験及び同検討会を実施中。   * 実証実験や事業者ヒアリングの結果等を踏まえ、オープンデータ化のメリットや課題の整理を行った上で、オープンデータ化の実施に当たっての一定のルールを取りまとめる。 * これにより、民間の主体的なオープンデータ化の促進が期待され、利用者への情報提供が充実することにより、移動制約者や訪日外国人を含め、誰もがストレスフリーで移動できる環境を目指す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 実証実験にデータを提供した事業者の数 |
| KPI（効果）： | 実証実験を踏まえ、オープンデータ化した事業者の数 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－17] 国家座標に準拠した高精度な位置情報の利活用及び流通の促進** | |
| * 近年、みちびき等の衛星測位技術の進歩により、高精度な位置情報が容易に利用できるようになりつつある。その一方、従来の衛星測位の精度では問題とならなかった、日本列島周辺の地殻変動により生じる地図と測位のズレ（最大で２ｍ程度）や、業種・分野間での位置の表し方の違い等により、社会的な混乱が生じ得るという課題が顕在化している。みちびき等で得られる高精度な位置情報を官民の様々な分野で安心して利活用可能な社会を実現するためには、誰もが共通ルール（国家座標）に基づいて位置情報を利活用できる基盤の整備が不可欠である。 * 国土地理院は、高精度測位の基盤である電子基準点網を引き続き適切に管理し、官民の様々な分野に対し、国家座標に準拠した位置情報を安定的に提供するとともに、民間等電子基準点の登録制度の利活用を推進し、電子基準点網を拡充する取組を進める。また、地殻変動によって生じる地図と衛星測位とのズレを補正する仕組みを令和３年度（2021年度）までに構築し、併せて補正情報向上の技術的手法を令和５年度（2023年度）を目途に取りまとめる。さらに、令和４年度（2022年度）までに航空機を使い全国の重力を高精度に計測し、新たな標高の基準を整備することで、令和６年度（2024年度）から衛星測位で簡単に正確な標高を得られる仕組みを整備する。 * これらにより、国家座標という統一ルールに準拠した位置情報を「いつでも、どこでも、誰でも、すぐに」利活用でき、自動運転等、様々な分野間のデータ連携が円滑に行われ、新サービス・産業等の創出に寄与する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 電子基準点の観測データの取得率（毎年度99.5％以上） |
| KPI（効果）： | 地殻変動補正サービスを提供している分野数（令和７年度（2025年度）末４分野） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－18] 農業関係情報のオープンデータ化の推進** | |
| * 現場での意見やオープンデータ官民ラウンドテーブル（土地・農業分野）での要望等を踏まえ、土壌、統計、研究成果、市況などの公的データについて、農業データ連携基盤等を活用して、順次オープンデータ化及び提供。 * また、農林水産省ウェブサイトに公開されていない行政データを機械判読性の高い形式（CSV、XML、RDF等）で順次オープンデータ化。 * これにより、農林漁業者の生産性向上や経営の改善に資するデータの利活用に寄与。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 農林水産省が保有する行政データの農林水産省ウェブサイト（政策情報及び統計情報）への機械判読性の高い形式（CSV、XML、RDF等）での公開数 |
| KPI（効果）： | 農林水産省ウェブサイト（政策情報及び統計情報）に公開しているデータのアクセス数（機械判読性の高い形式での公開数の目標値の明確化と併せて、令和３年度（2021年度）末を目途に、農林水産省ウェブサイト（政策情報及び統計情報）に公開しているデータのアクセス数の目標値、目標時期についても明確化する予定。） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－19] 基盤となる地理空間情報等の整備・提供** | |
| * これまで基盤となる地理空間情報等を整備・提供し、地理空間情報の活用推進に取り組んできており、令和３年（2021年）５月には公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に電子国土基本図が指定され、デジタル社会を形成する上で必要な、基礎的な情報インフラとして着実に整備・提供することがこれまで以上に求められている。 * そのため、国・地方公共団体等との連携の下、基盤地図情報を含む電子国土基本図を着実に整備・更新しつつ、その頻度の向上を図るとともに、地理空間情報ライブラリーの運用によりベース・レジストリの利用を推進する。 * これにより、官民問わず幅広く、各種手続や防災・減災対策等の様々な活動で活用され、社会全体の効率性の向上が図られる。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 新規道路等の重要項目の地理院地図への反映率（毎年度100％） |
| KPI（効果）： | 地理空間情報ライブラリー利用数（令和３年度（2021年度）中に利用数860万件/年） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－20] ボーリング柱状図データ（土質調査結果含む）の公開の促進** | |
| * 国や地方公共団体、公益事業者等が保有する地盤情報の公開については、一部の機関のみにとどまっているほか、一部では機械判読性の低い形式で提供。 * 地方公共団体や公益事業者等が収集する地盤情報について、標準的なフォーマットでのオープンデータ公開を促す。また、占用申請者に提出された地盤情報についても、標準的なフォーマットで公開することを検討する。さらに、地方公共団体や公益事業者等が既に保有する地盤情報についても可能な限り同様の取組を行うなど、地盤情報の公開に向けた取組を推進。 * また、公共工事等以外においても、民間企業による建築工事等において収集される地盤情報の収集・共有化に向け検討。 * これらにより、多くの地盤情報等が収集・共有され、効果的・効率的な地質調査等の実施が可能となるとともに、地下工事等における安全性や効率性の向上やハザードマップ等の精緻化などが期待。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 地方公共団体、公益事業者等へ公開の呼びかけ（令和３年度（2021年度）中に20団体） |
| KPI（効果）： | ボーリング柱状図データを公開した団体数（令和３年度（2021年度）中に５団体） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－21] 土地情報連携の高度化** | |
| * 土地に関する各種台帳等（不動産登記簿、戸籍簿、固定資産課税台帳、農地台帳、林地台帳等）について、不動産登記簿の情報が最新でないことに加え、台帳間のデータの共有・連携が十分ではないために、特に地方公共団体において事務負担が発生。 * 登記所から提供される登記済通知データを地方公共団体の固定資産課税台帳へ取り込む際の事務負担削減等をするため、令和３年度（2021年度）から登記情報システムと地方公共団体の固定資産課税台帳を管理するシステムのAPI連携の実現方策について検討を行う。また、これらの検討結果を踏まえて、各種台帳の情報連携のために必要となるデータ項目・表記の在り方等も検討する。 * これらの検討を進めることで、地方公共団体において、土地に関する情報の異動の把握・反映に係る事務負担の軽減が期待されるほか、最新情報が共有されることによる土地所有者の探索の容易化や、将来的な所有者不明土地の発生の防止等が期待される。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | API連携の検討（令和３・４年度（2021・2022年度）） |
| KPI（効果）： | 登記済通知書データを活用する地方公共団体数（API連携の検討結果を踏まえて具体的にKPIを設定） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－22] 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等** | |
| * 地理空間情報の流通・利用を拡げるため、G空間情報センターと各種データプラットフォームとの連携を図り、幅広い分野におけるデータの提供が可能なようにすることが課題である。 * このため、防災・農業等の各プラットフォームとのデータ連携の仕組みを強化する等の取組を推進。 * これにより、G空間情報センターをハブとしたデータの流通・利用の促進を図り、国民の利便性を向上。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 循環システムの形成により連携するプラットフォーム数（令和８年度（2026年度）までにデータプラットフォーム数10） |
| KPI（効果）： | G空間情報センターの平均月間ページビュー数（令和８年度（2026年度）までに平均月間ページビュー数25万件以上） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－23] 不動産関連データの連携基盤となる不動産ID（共通番号）のルール整備** | |
| * 現状、我が国の不動産については、土地・建物いずれも、幅広い主体で共通で用いられている番号（ID）が存在せず、不動産関連情報の連携・蓄積・活用における課題となっている。 * 令和３年度（2021年度）に有識者・業界団体等を交えた検討会の開催等の不動産IDのルール整備に向けた検討を行い、令和４年度（2022年度）に不動産IDに係るルール運用を順次開始する。 * これにより、情報の収集・名寄せを容易にすることで事業者の負担軽減に資するとともに、官民の各主体が保有する不動産関連情報の連携・蓄積・活用、消費者への的確な情報発信等を促進することで、他の施策や取組とも相まって、不動産業界全体の生産性及び消費者利便の向上等により不動産の流通・利活用を促進するとともに、今後本格的なデジタル社会を迎えるに当たり、不動産DXを強力に推進する上での情報基盤整備の一翼を担うことにより、不動産市場の活性化及び透明化を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 令和４年度（2022年度）以降、不動産IDに係るルールを順次運用開始。 |
| KPI（効果）： | 令和４年度（2022年度）以降、順次検討を行う。 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－24] i-Constructionの推進による３次元データの利活用の促進** | |
| * 国民の安全と成長を支える建設現場の維持・発展のため、建設生産プロセスにICTを活用するi-Constructionによる生産性の向上が必要。 * 公共工事の３次元データを利活用するためのルール及びプラットフォームを整備するため、平成30年度（2018年度）にトンネル、ダム、河川構造物（門・管）における、３次元データの標準的な仕様を策定し、令和元年度（2019年度）は橋梁、トンネル、ダム、河川構造物、港湾構造物（基礎工等）、維持管理における３次元データの活用を推進した。令和３年度（2021年度）については、土木工事等における電子納品の効率化を図るため、インターネットを介して電子データの納品を行うオンライン電子納品システムの運用を開始する予定。また、建設生産プロセス等の全面的なデジタル化等によりインフラ分野のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、これらの取組を加速化する。 * これにより、３次元データの利活用を促進し、建設現場の生産性が向上。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | オンライン電子納品システムの運用開始（令和３年度（2021年度）予定） |
| KPI（効果）： | オンライン電子納品登録工事数  （オンライン電子納品の運用開始後、原則全ての工事の電子納品登録を目標） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－25] 気象情報の利活用の促進** | |
| * 気象はあらゆる社会・経済活動に影響を及ぼす一方で、ビッグデータである気象観測・予測データを意思決定に用いる企業等はごく少数にとどまるため、産業界における気象データの利活用の促進が課題。 * そのため、次期気象衛星などの最新技術の導入による基盤的気象データの高度化やオープン化、気象データ利活用に係る普及啓発、気象データ利活用ができる人材の育成、といった取組が重要であり、これらに資する施策を進めていく。 * これにより、観光、物流、農業など様々な産業分野において、AI、IoTなどの最新のICTを駆使した気象ビッグデータの活用による生産性革命を実現。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * （一財）気象業務支援センターに提供した気象情報・データの日量（令和３年度（2021年度）200GB） * 気象ビジネス推進コンソーシアム（WXBC）が主催するイベントへの参加人数累計（令和３年度（2021年度）7,000人） * 気象データアナリスト育成講座を受講した人数（令和５年度（2023年度）180人） |
| KPI（効果）： | * 未設定（令和６年度（2024年度）中を目途に明確化予定） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－26] Connected Industriesの実現に向けた取組の推進** | |
| * 本施策では令和３年度（2021年度）末の事業終了後、速やかに社会実装することを目指しており、令和３年度（2021年度）においては実装に向けた開発の加速化及びその支援を行う。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | Connected Industriesというコンセプトを具体化したプロジェクト数（令和３年度（2021年度）末までに67件） |
| KPI（効果）： | Connected Industriesによる付加価値の創出又は社会課題の解決（Connected Industriesを実現する新たなデジタルサービスが令和４年度（2022年度）以降に10件以上創出） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－27] 海外安全情報のデータ公開と活用の促進** | |
| * 昨今の国際情勢に鑑み、安全対策の強化のために国民に対して適切な情報を効果的に提供する必要。これまで海外安全情報は、海外安全ホームページでの閲覧や領事メールによる配信のみであったため、海外安全情報をオープンデータとして公開する「海外安全情報オープンデータサイト」を令和元年（2019年）12月に新たに開設した。 * 同サイトの開設後、一般企業等に広く情報提供を行い、当初の目標どおりのアクセス数を得ることができたため、今後は更に多くの企業等に利用してもらえるよう、機会を捉えアクセス数増加に向けての施策を検討・実施する。 * これらの取組により、同サイトへのアクセス数の増加並びに民間サイト、アプリ等の開発及び利用者の増加を促進し、より広く国民への海外安全情報の提供を行うことを実現。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 海外安全情報オープンデータサイトへの年間アクセス数の目標値を令和５年度（2023年度）末までに10,000件とし、利用の一層の増進を図る。 |
| KPI（効果）： | 海外安全情報オープンデータの利活用の促進による、より多くの国民への海外安全情報の提供。オープンデータのダウンロード数についてもその指標とすべく、令和４年度（2022年度）末までにウェブアクセス解析ソフト等を活用し計測の仕組みを構築する。 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.４－28] 海のデータ連携の推進** | |
| * 海洋状況表示システム（海しる）を海のデータ連携のハブとして活用することを始め海のデータ連携を強化することで、業際を越えたデータの迅速かつ円滑な連携が可能となる。 * 「海しる」の利便性向上と国や地方公共団体、海運・水産・資源開発等海洋関係事業者間での海のデータの共有・活用のため、令和４年度（2022年度）までに海のデータ連携を着実に進める環境整備を行う。 * 海のデータ利用者のデータ要望受付機能を活用し、「海しる」の海水温や海流等のリアルタイム情報等を充実させる。 * API連携やデータ標準化に関するルールを利用者の意見を踏まえ見直す。 * 海のデータやニーズを有する民間団体・地方公共団体とのネットワーク構築、官民関係者が参加するフォーラム開催、「海しる」へのデータ登録の働きかけを行う。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | API連携の推進（令和３年度（2021年度）） |
| KPI（効果）： | 海洋関連分野とのデータ連携の推進 |
|  | |

Ⅴ．国民に対する行政サービスのデジタル化

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.５－１] 金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進** | |
| * 金融機関においては新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、書面・対面手続を見直すに当たって、書面不要でオンライン完結する公的個人認証サービス等の本人確認方法の重要性が高まっている。 * こうした状況を踏まえ、金融機関における取引において、公的個人認証サービスの活用の促進を図るために、公的個人認証サービスに関する説明会の開催などを通じて、金融機関の理解度、関心を高めるとともに、課題や要望を整理した上で、更なる利活用にがるよう環境改善の検討を行う。 * こうした取組により、金融機関における取引の電子化を促すとともに、金融機関の事務負担・コスト削減及び国民の利便性の向上を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 公的個人認証サービスに関する説明会へ参加した金融機関数 |
| KPI（効果）： | 公的個人認証サービスを活用又は検討している金融機関数 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.５－２] マイナポイント施策の推進** | |
| * マイナンバーカードを活用した消費活性化策の実施及び地方公共団体が多様なポイント施策を実施できるようにする必要。 * 令和２年度（2020年度）にマイナポイントによる消費活性化策（マイナンバーカードを取得し、かつ、マイナポイントを予約（マイキーIDの設定）した者を対象に、選択したキャッシュレス決済サービスの買い物やチャージに応じ上限5,000円分のポイントを付与）を実施。マイナポイントの基盤を有効活用し、各地方公共団体が多様なポイント給付施策を行うことができる基盤を構築するため、令和３年度（2021年度）末までに複数の地方公共団体においてモデル事業を実施。 * 令和４年度（2022年度）に全国の地方公共団体が活用し得る基盤を整備し提供することを目指す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 全国の地方公共団体が多様なポイント施策に活用し得る基盤の整備（令和４年度（2022年度）中） |
| KPI（効果）： | マイキープラットフォームへの参加地方公共団体数 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.５－３] 医療保険のオンライン資格確認の拡大** | |
| * 急速な高齢化と厳しい保険財政の中で、質の高い医療サービスの提供を推進するための方策が必要。 * マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を令和３年（2021年）10月から開始した。 * 令和５年（2023年）３月末までにおおむね全ての医療機関等での導入を目指すため、医療情報化支援基金を活用し、医療機関及び薬局のシステム整備を支援する。 * これにより、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診情報などの患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みを推進する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | オンライン資格確認等システムを導入する医療機関・薬局数（令和５年（2023年）３月末までにおおむね全ての医療機関等での導入を目指す） |
| KPI（効果）： | 医療機関等におけるオンライン資格確認の利用回数 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.５－４] 運転免許証とマイナンバーカードの一体化** | |
| * 一部の免許手続については、住所変更等の際、市区町村の窓口で手続を行った後、警察署等に別途届け出る必要があるなど、国民に手続面で一定の負担が生じていた。 * 令和３年度（2021年度）は、運転免許証とマイナンバーカードの一体化に係る具体的な手続を含む制度の在り方等について、関係機関と調整を進める。また、令和６年度（2024年度）末までに、各都道府県警察が個別に整備しているシステムを、警察共通基盤上に集約する。 * これにより、住所変更手続のワンストップ化、居住地外での迅速な運転免許証更新及びオンラインによる更新時講習受講を可能とする。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 運転免許証とマイナンバーカードの一体化の実現（令和６年度（2024年度）末） |
| KPI（効果）： | 一体化した免許証の交付枚数 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.５－５] スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用実現** | |
| * デジタル社会の形成に向けて、マイナンバーカードの機能を用いた行政手続等の利便性向上を実現するため、スマートフォンひとつで手続等を完結できるようにすることが必要。 * この実現に必要となるマイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載を可能とするため、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の改正案を令和３年（2021年）通常国会に提出（令和３年５月成立・公布）。令和３年度（2021年度）中に実運用に向けた技術検証やシステム設計を行った後、令和４年度（2022年度）中のシステム構築・運用開始を目指す。 * これによって、スマートフォンひとつで行政手続等を完結できるようになり、利用者の利便性が大きく向上するとともに、マイナンバーカード及び公的個人認証サービスの更なる利用・普及が促進される。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | システム運用開始（令和４年度（2022年度）内） |
| KPI（効果）： | 未設定（運用面、制度面の課題の検証を行う実証実験の結果や実現時期を踏まえ設定）（今後、スマートフォン搭載の実現に向けたグランドデザイン・技術仕様等の検討状況を踏まえつつ設定） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.５－６] 国外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用** | |
| * 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号。以下この施策において「改正法」という。）による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等の改正に基づき、国外転出後においてもマイナンバーカード・公的個人認証サービスが継続して利用できるよう整備する。 * 令和元年度（2019年度）から、地方公共団体その他の関係機関との調整の上、令和３年度（2021年度）までに1,741市区町村の住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修、令和６年度（2024年度）中にその他必要なシステム構築・改修を実施する。 * これにより、改正法の改正規定の施行期日（改正法の公布の日（令和元年（2019年）５月31日）から起算して５年以内で政令で定める日）以降、国外転出した日本国民の利便性が向上。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * マイナンバーカード・公的個人認証サービスの国外継続利用に必要な住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの改修（令和３年度（2021年度）までに1,741市区町村） * その他の必要なシステムの改修（令和６年度（2024年度）中）） |
| KPI（効果）： | * マイナンバーカードを保有する全ての国民のマイナンバーカード・公的個人認証サービス（電子証明書）の国外継続利用の実施 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.５－７] コンビニ交付サービスの導入推進** | |
| * 住民票の写しなどの各種証明書を取得するためには、地方公共団体窓口等で申請する手間が発生。 * 地方公共団体における住民票の写しなどの各種証明書について、マイナンバーカードを用いて取得するコンビニ交付サービスの導入促進を図り、令和４年度（2022年度）末までにほとんどの住民が利用できる環境を確実に構築するとともに、各地方公共団体において、住民票記載事項証明書や戸籍証明書などコンビニ交付サービスにより取得できる証明書の種類の充実を図る。 * これにより、国民のサービス利便性の向上及び地方公共団体の窓口負荷を軽減。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | コンビニ交付サービス導入市町村の人口 |
| KPI（効果）： | 住民票の写しのコンビニ交付サービスの割合 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.５－８] 子育て・介護ワンストップの推進** | |
| * 平成29年度（2017年度）から子育て分野、平成30年度（2018年度）から介護分野のワンストップサービスを開始し、地方公共団体における導入の推進が課題である。 * ぴったりサービスに、令和２年度（2020年度）に介護関連手続、令和３年度（2021年度）に子育て関連手続のオンライン申請における標準様式を登録し、利用を開始。 * 令和４年度（2022年度）にはマイナポータルからマイナンバーカードを用いて子育て・介護関連手続のオンライン手続が可能となるよう、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 手続のオンライン化のための情報基盤の整備 |
| KPI（効果）： | 手続のマイナポータル利用の人口カバー率 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.５－９] 引越しワンストップサービスの推進** | |
| 【行政手続】   * 地方公共団体の手続に関しては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号。以下この施策において「整備法」という。）により、住民基本台帳法を改正し（施行日：整備法の公布の日から２年以内）、マイナンバーカード所有者が、オンラインで転出届・転入予約を行い、転入地が、あらかじめ通知された転出届に関する情報により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図ることとした。 * 令和３年度（2021年度）に、関係府省庁や地方公共団体等の協力の下、地方公共団体における事務フロー及び必要な準備作業等を取りまとめた上で、地方公共団体に対して周知を行う。 * 令和４年度（2022年度）中には、全地方公共団体において、オンラインで転出届・転入予約などが行えるよう、地方公共団体に対する必要な支援を行う。   【民間手続】   * 民間手続に関しては、令和２年度（2020年度）より、引越しを行う者が、民間事業者が提供する引越しポータルサイトを通じて、電気・ガス・水道等の手続等を実施できるサービスを開始している。 * 令和３年度（2021年度）以降については、引越しポータルサイトから手続申請（地方公共団体の手続についてはマイナポータルを経由）を行うサービスについて、民間事業者等の協力の下、同サービスの検証を行い、その方式及び効果の検証を踏まえた上で、対象手続の更なる拡大を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | ワンストップサービスの取扱機関数（地方公共団体等） |
| KPI（効果）： | 引越しワンストップサービスの対象手続の拡充 |
|  | |

Ⅵ．準公共分野のデジタル化の推進

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－１] 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進** | |
| * 患者の保健医療情報を全国の医療機関等で確認可能とすべく、着実に取組を進める。このため、レセプトに基づく薬剤情報や特定健診等情報を確認できる仕組みについて、特定健診等情報及び薬剤情報については令和３年（2021年）10月から確認できるようになっている。 * さらに、手術の情報など対象となる情報を拡大し、令和４年（2022年）夏を目途に確認できるようにする。 * これらの取組を進めることにより、患者の保健医療情報を医療機関等で確認することが可能となる。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 全国の医療機関等において確認できる保健医療情報のデータ項目【データヘルス改革に関する工程表に基づき、令和４年（2022年）夏を目途に、既に稼働している特定健診等情報、薬剤情報に加え、医療機関名等、手術・透析情報等、医学管理等情報を閲覧可能とする】 |
| KPI（効果）： | 全国の医療機関等において保健医療情報を確認した件数【確認した件数については、今後設定（確認できる仕組みは令和３年（2021年）10月下旬から本格稼働したところ）】 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－２] 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現** | |
| * 個人に関する健康・医療・介護等データ（PHR：Personal Health Record）は、医療機関・事業者等で閉じて利用されているため、本人が蓄積・利活用（他者への提供を含む。）することが困難な状況。平成28年度（2016年度）から平成30年度（2018年度）までPHRを活用した具体的なサービスモデルの構築に向けた４つの研究事業及び分野横断的にPHRを収集・活用する情報連携技術モデルの構築に向けた２つの研究事業を実施。令和元年度（2019年度）以降においては、当該研究事業の成果を踏まえつつ、厚生労働省及び経済産業省とともに民間事業者に必要なルールの在り方等を検討。 * 令和３年度（2021年度）においても、引き続き、上記の民間事業者に必要なルールの在り方等を検討し、PHRサービスの普及展開を図っていく。 * このような取組により、国民の疾病等の予防、健康づくりの推進等に貢献。 * 健康・医療・介護分野に関わる多様な主体の情報共有・連携の仕組みの確立、成果の推進・普及は、医療費・介護費の増大や医療資源の偏在といった現状の課題の解決、健康寿命の延伸や医療製品・サービスの強化に資するものである。特に、遠隔医療については、医療の質の向上、患者の利便性の向上、離島やへき地などにおける医療の地域差の是正等、地域医療の充実の観点から重要と位置付けられてきたが、新型コロナウイルス感染症の発生により、遠隔医療に対するニーズが更に高まっている。 * 令和３年度（2021年度）においては、新型コロナウイルス感染症発生後における医師対医師（DtoD）の遠隔医療の取組状況等の調査を実施するとともに、当該調査や過年度調査を踏まえ、医師対医師の遠隔医療（DtoD）のモデルの検討を行い、「遠隔医療モデル参考書－医師対医師の遠隔医療（DtoD）版－」を策定する。 * このような取組により、地域の医療機関での効果的な情報共有や、地域を越えたデータ活用による患者等への適切な医療サービスの提供が可能となるなど、国民一人一人を中心としたデータの統合による個々人に最適な医療提供体制の充実等に貢献。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * PHRサービスを普及展開していくための調査を実施（令和３年度（2021年度）　調査事業を実施） * 新型コロナウイルス感染症発生後における医師対医師（DtoD）の遠隔医療の取組状況等の調査の実施 * 上記調査や過年度調査を踏まえた、医師対医師の遠隔医療（DtoD）のモデルの検討 |
| KPI（効果）： | * 「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を遵守し、マイナポータルAPI連携が認められた事業者数 * 「遠隔医療モデル参考書－医師対医師の遠隔医療（DtoD）版－」の策定 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－３] レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業** | |
| * データヘルス計画については各保険者において策定されているが、その実施状況等については、各保険者間においてばらつきがある。 * 令和３年度（2021年度）も引き続き、効果的・効率的なデータヘルスの普及に向け、評価指標や保健事業の標準化を検討する。 * これにより、先進的な保険者に限らず、中・小規模の保険者も等しく効果的・効率的な保健事業を実施でき、健康寿命の延伸、重症化予防等を推進する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 第２期データヘルス計画の各年度の実績報告を６月末までに作成し、厚生労働省に提出する健康保険組合の割合 |
| KPI（効果）： | 健康保険組合共通の評価指標（内臓脂肪症候群該当者割合、特定保健指導対象者割合、特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率、特定健康診査実施率、特定保健指導実施率）の実績報告を行う健康保険組合の割合 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－４] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進** | |
| * 症例が比較的少なく、全国規模で研究を行わなければ対策が進まない難病や小児慢性特定疾病について、一定の症例数を確保するため、指定難病患者や小児慢性特定疾病児童等の診断基準等に係る臨床情報等を収集する必要がある。 * 平成29年度（2017年度）中に指定難病や小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、データ登録、データベース制度の周知を通じ、データベースの登録件数の拡大を図るとともに、令和元年度（2019年度）には、研究者へのデータ提供を開始しており、今後もこうした取組を進める。また、難病患者等の利便性の向上を図るため、本計画等に基づき、指定難病及び小児慢性特定疾病に係る医療費助成制度における申請のオンライン化の実施についての検討を行う。 * 一定の症例数を確保することで、患者の臨床情報などを把握することが可能となり、研究の推進や医療の質の向上に結び付け、難病・小児慢性特定疾病の克服に貢献することが期待される。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | データ登録進捗率（データベースへのデータ登録件数／受給者証の発行件数（令和２年度（2020年度）衛生行政報告例）） |
| KPI（効果）： | データベースからのデータ提供件数 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－５] 匿名加工医療情報の利活用の推進** | |
| * 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を推進するため、匿名加工医療情報作成事業者の認定等を内容とする医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。）を平成30年（2018年）５月に施行。（医療情報の収集規模：88万人、利活用件数：９件（令和３年（2021年）８月時点）） * 今後、次世代医療基盤法を円滑に運用することが重要。また、次世代医療基盤法の施行後５年が経過する令和５年度（2023年度）に向けて、必要な見直しの検討を行う。 * 具体的には、産学官による匿名加工医療情報の医療分野の研究開発への利活用を推進するため、次世代医療基盤法に関する国民・患者の理解を促進し普及啓発を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 認定匿名加工医療情報作成事業者による医療情報の収集規模（令和４年度（2022年度）までに900万人） |
| KPI（効果）： | 匿名加工医療情報の利活用件数（令和４年度（2022年度）までに20件） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－６] 予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討** | |
| * 「予防接種に関する基本的な計画」（平成26年厚生労働省告示第121号）において、予防接種・ワクチンで防げる疾病は予防することを基本的な理念として、感染症の発生及びまん延の予防の効果並びに副反応による健康被害のリスクについて、利用可能な疫学情報を含めた科学的根拠を基に比較考量することとされている。 * このため、平成30年度（2018年度）においては、国内の医療情報データベース等を活用した効率的な情報収集方策について調査を実施し、令和元年度（2019年度）からは、予防接種情報と一部診療情報を紐付けるモデル事業を実施しており、令和３年度（2021年度）も引き続き実施する。 * これにより、予防接種の有効性・安全性についての迅速な評価を行う基盤構築に向けた取組を進める。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | ― |
| KPI（効果）： | ― |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－７] ICT等を用いた遠隔診療の推進** | |
| * 令和２年（2020年）４月、新型コロナウイルス感染症拡大下の時限的・特例的措置として、医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えないこととされた。これを踏まえて、電話や情報通信機器等を用いた診療を実施する医療機関について厚生労働省のホームページにおいて公表することとしたところ。 * 今後、 * 遠隔医療の実施に必要な機器の整備に対する財政支援を実施すること * オンライン診療に関する新型コロナウイルス感染症への対応の検証等も踏まえ、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を定期的に見直すこと   等を行っていくこととしている。   * これらにより、医療の質を向上させ、国民の健康を増進。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 遠隔医療設備整備事業で在宅患者用機器導入の補助を実施した件数（令和３年度（2021年度）目標：47件） |
| KPI（効果）： | * 遠隔診療に関する診療報酬の算定件数 * オンライン診療を実施すると都道府県に報告している医療機関数 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－８] 8K等高精細映像技術の医療応用の推進** | |
| * 8K技術を活用した内視鏡手術システムは、これまでの内視鏡手術よりも安全性及び効率性を高める可能性があり、速やかな普及が期待されていることから、8K内視鏡システムの更なる小型化等の改良や当該システムを応用した遠隔手術支援の実現に向けた研究開発を実施。 * 8K内視鏡遠隔手術支援システムの試作機を用いて、動物を使用した模擬臨床試験を実施し、医療上の有効性を実証するともに、普及展開に向けた経済的な観点からの検討・分析を行う。また、8K内視鏡遠隔手術支援の技術要件集を策定する。 * このような医療等分野における先導的なICTの利活用に向けた研究開発を実施することで、健康寿命の延伸、医療資源の偏在等、社会的課題の解決に資するとともに、医療分野における新たなサービス創出等による経済成長を期待。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 8K等高精細映像技術を活用した内視鏡遠隔手術支援システムの開発 * 8K等高精細映像技術を活用した内視鏡遠隔手術支援に必要な映像伝送容量や通信時間等の技術要件を導出 |
| KPI（効果）： | * 令和３年度（2021年度）までに、8K等高精細映像技術を活用した内視鏡遠隔手術支援システムの試作機を開発し、医療上の有用性を検証 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－９] 児童生徒１人１台端末の整備** | |
| * 諸外国と比べて学校でのICTを活用した学習の頻度が低い（PISA2018調査）、児童生徒の授業中におけるICT活用に関する関心が高いにもかかわらず、実際には活用が進んでいない（平成31年度全国学力・学習状況調査（文部科学省））など、学校が児童生徒のICT活用への関心に応えられていない実情があった。加えて、国内の各都道府県における学校ICT環境整備の状況についても地域間の差が顕著であったことなどを踏まえ、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、学校における１人１台端末環境の実現に向けて取り組むこととした。 * 文部科学省としては、GIGAスクール構想に基づき、義務教育段階の児童生徒１人１台端末の実現に向けた支援を行うとともに、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備支援やセキュリティを確保した上で学校に整備された端末の家庭への持ち帰りに関する留意事項等を整理したガイドライン等を作成する。 * これにより、Society 5.0という新たな時代を担う人材の育成や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するための環境を速やかに整備する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 教育用コンピュータ１台当たりの児童生徒数 * 端末の利活用に関するガイドラインの作成 |
| KPI（効果）： | * 児童生徒１人１台端末の実現 * 非常時においてもICTを活用して学びを保障できる環境の実現 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－10] 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進** | |
| * 令和３年度（2021年度）から本格的に始動しているGIGAスクール構想による１人１台端末環境において、学校現場で先端技術・教育データの利活用を推進するに当たり、次世代の学校・教育現場を見据えた更なる効果的な活用方策の検討や、現場における課題を踏まえた留意点等についての整理が必要。 * そのため、令和４年度（2022年度）に次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進に関する実証研究の実施及び実証の成果を踏まえた先端技術活用ガイドブック及び教育データ利活用ガイドブックの増補・改訂を行い、GIGAスクール構想の更なる推進につなげる。 * これにより、教育の質を向上させ、「子どもの力を最大限引き出す学び」を実現。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 本事業での実証成果等を踏まえ、令和４年度内（2022年度）を目途に、学校現場における先端技術・教育データの利活用に関し、ガイドブックを増補、改訂 |
| KPI（効果）： | 学校現場における先端技術・教育データの効果的な利活用 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－11] ICTを活用した教育サービスの充実** | |
| * Society 5.0という新たな時代を担う人材の育成に向けては、単なるICT環境及び端末の整備ではなく、一人一人の理解度・特性に応じた個別最適な学びや、異なる考え方が組み合わさりより良い学びを生み出す協働的な学び、格差のない公平な学びの実現、感染症の拡大時等の非常時にも学びを継続できる環境を構築する必要がある。 * そこで、EdTechの学校への導入の推進を図るとともに、グローバルな社会課題を題材にした探究学習の素材となる産学連携のSTEAM教育コンテンツの開発と、それを掲載するオンラインSTEAMライブラリーの構築・拡充を進める。 * これにより、単なる教育における通信環境・端末整備にとどまることなく、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて、実社会で必要となる資質・能力を育成するとともに、非常時にも強い教育環境を実現する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * EdTech導入補助金による学校等教育機関へのEdTech試験導入（令和３年度（2021年度）中に約3,000校） * STEAMライブラリーに掲載するSTEAM教育コンテンツの拡充（令和３年度（2021年度）中に約80件） |
| KPI（効果）： | * 学校等教育機関におけるEdTechサービスの継続利用数の増加 * STEAMライブラリの活用実績の増加（登録ユーザー数等の増加） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－12] 学習データの継続的な活用の推進** | |
| * 学習者の力を最大限引き出す学びの実現に向けては、学習データを継続的に利活用できるような仕組みの整備が必要。 * そこで、個人情報の保護を図りつつ学校内外におけるデータの将来的な連携も見据えた教育データの蓄積・流通の仕組みの構築に向けて、目指すべき姿やその実現に向けて必要な措置を盛り込んだロードマップも踏まえ、文部科学省における教育データ標準の改訂等、各省庁における取組を着実に推進する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 教育データ標準の公表・改訂 |
| KPI（効果）： | 教育・学習分野におけるデータ活用の推進 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－13] 学習者用デジタル教科書の普及促進等** | |
| * 教育の情報化に対応し新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、障害等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて学習者用デジタル教科書を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、学校教育法（昭和22年法律第26号）等の法令の改正等が行われ、平成31年（2019年）４月１日に施行されたところ。 * 令和３年度（2021年度）においては、学習者用デジタル教科書普及促進事業として、広く小学校５年生～中学校３年生に１教科分の学習者用デジタル教科書（以下「デジタル教科書」という。）を提供し普及促進を図るための実証事業や、多教科のデジタル教科書を多数の児童生徒が同時に利用する際のクラウド配信に関するフィージビリティ検証、デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業を行っている。また、令和６年度（2024年度）からのデジタル教科書の本格的な導入に向けた令和４年（2022年）の方針決定のため、全ての小中学校等でデジタル教科書の活用を可能にするとともに、実際の使用状況を踏まえた課題解決や配信方法等の検証等を実施する。 * これらの施策を実施することにより、令和７年度（2025年度）までに義務教育段階の学校における学習者用デジタル教科書の整備率を100％とし、児童生徒の学びの充実を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 公立小・中・高等学校等における学習者用デジタル教科書整備率：6.2％ （令和２年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（令和３年３月１日現在）〔確定値〕） |
| KPI（効果）： | 義務教育段階の学校における学習者用デジタル教科書の整備率を令和７年度（2025年度）までに100％とする |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－14] 防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築** | |
| * 災害対応に当たる者の迅速かつ的確な意思決定を支援するため、災害状況をより迅速かつ体系的に把握する仕組みを検討する必要がある。 * 災害対応現場における情報収集・整理を支援するチームであるISUT（Information Support Team）の運用において、現場で対応に当たる者の災害状況のより迅速かつ体系的な把握に寄与するよう提供情報の多様化や機能向上を図る。 * これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 実災害対応・訓練後にISUTの対応について検証を実施 |
| KPI（効果）： | 検証を踏まえたISUTの運用 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－15] 災証明のデジタル化** | |
| * 災証明手続のデジタル化については、令和２年度（2020年度）末において、約40％の地方公共団体がシステムの導入等を行っているものの、引き続き、その手続の在り方を見直すことが課題。 * このため、内閣府において、地方公共団体が共同利用可能なシステム上で、住民情報を被災情報と連携して被災者支援に活用でき、また、災証明書の電子申請やコンビニエンスストアでの交付にも対応できる基盤的なシステムを令和３年度（2021年度）中に整備予定。 * また、航空写真の活用等による住家の被害認定調査の迅速化・効率化手法については、災証明手続のデジタル化に関する事例等と併せて、引き続き、地方公共団体に周知。 * これにより、災証明手続の迅速化・効率化を図ることができ、被災者及び行政機関の負担軽減に寄与。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数  目標値:47都道府県 |
| KPI（効果）： | 災証明手続のデジタル化を導入した地方公共団体数（令和２年度（2020年度）末：718団体）（システムの導入等により、手続の迅速化や他の支援策との連携等を行っている団体数） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－16] 被災者台帳管理** | |
| * 被災者の援護に関する業務において、公平な支援を効率的に実施するためには、被災者の被害の状況や支援の実施状況などを一元的に集約した被災者台帳が重要。 * そのため、地方公共団体に対して会議等の場において、被災者台帳の作成を促している。 * 引き続き、会議等の場を通じて被災者台帳の作成を促すとともに、台帳作成に際するマイナンバー活用のメリットを周知していく。また、令和３年度（2021年度）に被災者支援システムをクラウド化し、令和４年度（2022年度）以降に運用できるよう整備をしている。 * また、被災者台帳の作成及び作成に際するマイナンバー活用のメリットに関してあらゆる機会を設けて継続的に普及啓発を促すことで、被災者と行政の利便性の向上を図るとともに、被災者台帳のシステムのクラウド化を推進することにより、システム整備に係る費用の低減を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数 |
| KPI（効果）： | 被災者台帳管理にマイナンバーの活用を予定している地方公共団体数 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－17] 被災者生活再建支援金手続における添付書類不要化等** | |
| * 被災者生活再建支援金手続においては、当該手続をより迅速かつ効率的に行うことができるようにすることが課題となっている。 * このため、当該手続におけるマイナンバーを利用した災証明情報の庁内連携の実施や住民票の写しの添付の不要化について、活用事例等を地方公共団体に対して周知する等、その促進を図る。 * また、内閣府において、マイナポータルと連携した、地方公共団体が共同利用可能なシステムの活用による、当該手続の簡素化や電子申請の円滑化について検討を行う。 * さらに、被災者生活再建支援金手続における、マイナンバー制度の情報連携を活用することによる口座情報の写しの添付の不要化を実現する予定。 * これにより、支援金手続における被災者及び行政機関の負担軽減に寄与。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 被災者生活再建支援金手続に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数  目標値:47都道府県 |
| KPI（効果）： | 被災者生活再建支援金の手続において住民票の写しを不要化した地方公共団体（都道府県）数  目標値:47都道府県 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－18] 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進** | |
| * 国・地方公共団体・事業者等の各主体が個々に収集・管理している災害情報を共有することで、迅速で効果的な災害対応を支援する。 * SIP4Dに災害情報を集約するとともに、災害対応を支援する実証実験及びSIP4Dの高度化のための研究開発を推進する。 * これにより、災害が発生した際、災害対応に当たる者が所要の情報を迅速に把握・利活用できるようになり、効果的な災害対応が可能。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 訓練又は災害発生時に、地方公共団体や事業者等へのSIP4Dを活用した情報共有を年１回以上実施 |
| KPI（効果）： | 国・地方公共団体・事業者等で必要な災害情報を共有できる仕組みの構築により、きめ細やかかつ迅速な災害対応を実現 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－19] AIチャットボット等の活用** | |
| * 災害対応においては、行政機関が迅速に情報収集を行い、被災者にとって必要な情報を的確に発信することが重要。 * このため、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第２期において、住民一人ひとりとの自動対話機能で被災情報集約と避難支援情報発信を同時に実現する防災チャットボットの研究開発と社会実装の取組について、実証実験や実災害適用を行いつつ進める。 * これにより、一人ひとりからの情報をリアルタイムに分析・共有し災害対応における意思決定に活用するとともに、一人ひとりの状況にカスタイマイズされた必要な情報を提供し、適切な避難行動を支援することが可能。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 防災チャットボットの実証実験・実災害適用回数   * 実証実験（訓練）：目標３件/年 * 実証実験（長期運用、実災害含む）：目標３件/年 |
| KPI（効果）： | 防災目的のチャットボットを利用可能な地方公共団体数（令和５年度（2023年度）100地方公共団体） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－20] 準天頂衛星システムの開発・整備・運用及び利活用促進** | |
| * 平成30年（2018年）11月１日に準天頂衛星４機体制による運用を開始。 * 令和３年度（2021年度）に初号機後継機を打上げ。 * 令和５年度（2023年度）を目途に７機体制による持続測位を実現。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 準天頂衛星システムの着実な運用及び令和５年度（2023年度）を目途とする７機体制の構築に向けた衛星・地上システムの開発・整備 |
| KPI（効果）： | 準天頂衛星システムによる、衛星測位サービス、測位精度や信頼性を向上させる測位補強サービス及び災害情報・安否情報を配信するメッセージサービスの提供 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－21] 公共安全LTEの実現のための安定性・信頼性向上に向けた技術的検討** | |
| * 従来の公共業務用無線は音声通信中心のシステムであり画像、動画等の大容量のデータ通信が難しい。また、各機関が個別に整備するために高コストであるとともに、関係機関間の円滑な情報交換も容易ではない。 * 令和３年度（2021年度）は、令和２年度（2020年度）に実施した公共安全LTEが具備する基本機能の検証結果等を踏まえ、関係機関の協力も得ながら、災害時に特に求められるシステム全体の安定性・信頼性の向上のための技術実証を実施する。 * これにより、公共機関における通信手段の高度化や、独自の通信方式ではなく世界的に標準化された技術を活用し、共同利用型のシステムとして整備することで、規模の経済による低コスト化が期待されるとともに、関係機関が同一ネットワークでがることによって組織を超えた円滑な情報共有が可能となり、もって災害時等における円滑な救助・復旧活動の実現が期待される。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 公共安全LTEの運用開始（令和３年度（2021年度）からの先行的な運用開始及び令和４年度（2022年度）からの運用本格化） |
| KPI（効果）： | 公共安全LTEを導入する防災関係機関数及び利用者数（数値目標については、技術実証を踏まえ、提供する機能（及びそれに基づく料金水準）を検討の上、設定予定（令和３年度（2021年度）末）） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－22] Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施** | |
| * 国はこれまでもJアラートによる緊急情報の発信を実施。 * 引き続き、Jアラートによって自動起動する情報伝達手段の多重化を進めるとともに、国と地方公共団体が連携した全国一斉情報伝達試験を実施することで、全ての国民が災害等の緊急情報を迅速かつ確実に受け取ることができる体制を構築。 * これにより、緊急情報を国から住民に迅速かつ確実に伝達。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 情報伝達手段を多重化した地方公共団体数 |
| KPI（効果）： | 地理的な制約、年齢、身体的な条件等に関わらず、全ての住民の迅速かつ確実な避難の実施 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－23] Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大** | |
| * 令和２年度（2020年度）は、地方公共団体者等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を推進するため、Lアラートに関する研修やセミナーを通じた普及啓発等を行った。令和２年（2020年）12月時点で、警戒レベル等、新しい避難情報のルールに対応した高度な情報を発信できる、Lアラート高度化システムを導入した都道府県は21都道府県となっている。 * 令和３年度（2021年度）も引き続き、地方公共団体やライフライン事業者等の情報発信者、多様なメディアによる更なる利活用を推進するため、Lアラートに関する研修やセミナーを通じた普及啓発等を行う。また、令和３年度（2021年度）末には新しい避難情報のルールへの対応や、地図化システム等のLアラート高度化システムの25都道府県での整備を目指す。 * これにより、実証実験等で得た知見を活用し、Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用を推進。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 研修の実施回数 |
| KPI（効果）： | Lアラート高度化システムの導入都道府県数（令和３年度（2021年度）末25都道府県） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－24] 自動運転のアーキテクチャ構築と実証事業の推進** | |
| * 情報所有者と情報活用者のマッチングを図り、情報流通を促進させる仕組みを構築するために、そのトリガーとなるためのデータ整備を行うとともに、ポータルサイト（MD communet）の一般公開を実施したところ、今年度については以下の取組を実施する。 * ポータルサイトに参加する企業間のマッチング事例に基づくユースケースの創出、コミュニケーション機能の強化によるデータ提供者とサービス提供者のマッチング創出。 * データ提供者、データ利用者、地方公共団体等と連携して、京都の課題解決のためのアプリコンテストの開催に向けたデータの整備、啓発活動。 * データを保有する企業、団体のポータルサイトへの参画を促進するとともに、サービスを創発し、データ活用ニーズを発信するデータ利用者への普及促進活動を加速する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | モビリティ分野における地理系データのポータルサイトへの登録者数 |
| KPI（効果）： | 自動運転による移動・物流サービスのための運行管理や乗換案内、災害発生時の走行ルートの検索、車両プローブ情報による道路渋滞情報等の提供等、多様な利用者が交通環境情報を様々なサービスに利用できるようになる。 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－25] 小型無人機（ドローン）の制度整備と社会実装の推進** | |
| * 令和３年（2021年）３月、ドローンの有人地帯での目視外飛行実現に向けた制度を実現するため、航空法等の一部を改正する法律案を同年通常国会に提出し、６月に成立した。 * 今後、令和４年度（2022年度）中に有人地帯での目視外飛行を可能とする制度を実現するとともに、制度の円滑な運用に必要となる体制やシステムの整備等を行う。また、過疎地域等における無人航空機を活用した物流実用化事業において、全国で実証実験等を実施する。 * これにより、令和４年度（2022年度）を目途に有人地帯での目視外飛行の実現を目指す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 実証実験件数 |
| KPI（効果）： | 有人地帯での目視外飛行の実現 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－26] 「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進** | |
| * 官民一体となり技術開発と制度整備を進めてきたことで、世界初の自動運転レベル３の型式指定が行われ、国内で販売が開始される等、世界をリードしてきた。 * 官民ITS構想・ロードマップに基づき、令和12年（2030年）に向けて、国民の豊かな暮らしを支える安全で利便性の高いデジタル交通社会を世界に先駆け実現するため、官民連携して必要な技術開発や交通インフラの整備、制度整備等を進める。 * 地域における高齢者等の移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減等を実現するとともに、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 「官民ITS構想・ロードマップ」本文内に記載 |
| KPI（効果）： | 「官民ITS構想・ロードマップ」本文内に記載 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－27] 官民の保有するモビリティ関連データの連携** | |
| * 官民一体となり技術開発と制度整備を進めてきたことで、世界初の自動運転レベル３の型式指定が行われ、国内で販売が開始される等、世界をリードしてきた。 * モビリティ分野のデータ連携について、官民で保有するモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームの構築とデータ流通を促進するための環境の整備を図る。 * 地域における高齢者等の移動手段の自由の確保、交通事故の削減、少子高齢化に伴う人材不足の解消、物流・人流の効率化を通じた環境負荷の低減等を実現するとともに、生活者の利便性の向上や関連産業の国際競争力の強化を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | ガバメントクラウド上で提供される、データを利活用したモビリティサービス数 |
| KPI（効果）： | KPIの設定時期：令和４年度（2022年度）末 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－28] 位置情報を統一的な基準で一意に特定する「３次元空間ID」の整備** | |
| * モビリティが、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を行うことができない。 * 実空間の位置情報を統一的な基準で一意に特定する「３次元空間ID」を整備して、データ化した空間情報を取得・加工した上で利用者に提供するデータの流通構造をもった３次元空間情報基盤を構築する。 * モビリティが、運行環境をリアルタイムで把握し経路決定を行うなどの高度な運行を行うことが可能となり、将来的には500万回の運行が可能となる。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | ３次元空間情報基盤を活用したモビリティの運行回数 |
| KPI（効果）： | KPIの設定時期：令和６年度（2024年度）末 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－29] 官民連携でのETC2.0データの活用** | |
| * 車両の情報、走行履歴情報、挙動履歴情報により構成されるETC2.0データの官民連携による利活用に向けて、平成30年（2018年）８月及び令和元年（2019年）10月に新たなサービス提案の公募を実施し、計23サービス案を選定。 * 民間からの提案サービスのうち調整が整い、ETC2.0データの提供に関する協定を結んだものから、実用化に当たっての制度的・技術的な課題を検討した上で、実証実験を開始する。 * これにより、民間での新たなサービスの創出を促し、交通の利便性、円滑化、安全性の向上等地域のモビリティサービスを強化。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | ETC2.0データの提供に関する協定締結数（目標：令和４年度（2022年度）を目途に５サービス以上） |
| KPI（効果）： | ETC2.0を活用した新たなサービスの実証実験の実施数（目標：令和４年度（2022年度）を目途に１サービス以上） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－30] データ連携による生産・流通改革** | |
| * 国内外の市場や消費者のニーズに機動的に応えるため、農産物・食品の生産から販売・消費・輸出に至るまでの様々なデータを収集・活用していくことが必要である。また、食品流通の合理化・高度化を図るため、サプライチェーン上のデータ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、業務の自動化・省人化、コールドチェーンの整備等が必要である。 * したがって、①生産から加工・流通・消費までデータの相互利用が可能なスマートフードチェーンのプラットフォームの構築に取り組み、フードチェーン情報公開JAS（仮称）の規格内容の整理を行うなど、本件の社会実装に向けて取り組む。また、②デジタル化・データ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、自動化技術の導入、コールドチェーンの整備等、効率的なサプライチェーン・モデルの構築を支援する。 * これらの取組により、データ連携による業務の効率化と輸送コストの低減、我が国の農水産物・食品の信頼性の確保、付加価値の向上、輸出拡大に貢献。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 1. スマートフードチェーンのプラットフォームの構築（令和４年度（2022年度）末まで） 2. 飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合（令和４年（2022年）３月把握予定） |
| KPI（効果）： | 1. スマートフードチェーンのプラットフォームの構築状況を踏まえ令和４年度（2022年度）内に策定 2. 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10％、令和12年（2030年）まで） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－31] 農業生産のスマート化** | |
| * 農業者の減少と高齢化、更には後継者不足が進行し深刻な問題となっている中、スマート技術を駆使した生産性の高い農業を実現する必要がある。本目的の達成のため、これまでに野菜の主要病害虫の画像診断技術を公開したほか、育種関連データの保存と利用を支援する育種バーチャルラボの開発等を推進。これらスマート技術の社会実装に向け、技術の実証及び改善が必要。 * 各種AIの精度向上及び画像診断サービスや育種バーチャルラボの社会実装を推進し、これらサービスを通した持続的なデータの蓄積体制の構築を目指す。 * これにより、病害虫防除と品種育成において、生産性の高い農業に資するスマート技術の持続的な提供が実現。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 病害虫画像の収集スキームを搭載した病害虫診断サービスの開始（令和４年度（2022年度）末までに１件以上） * 育種バーチャルラボの実装（令和３年度（2021年度）末までにWAGRIを介したデータ蓄積・提供の運用開始） |
| KPI（効果）： | * 病害虫画像収集データ数（令和４年度（2022年度）末までに500件以上） * 育種バーチャルラボの接続機関数（令和３年度（2021年度）末までに５機関以上） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－32] 農業情報の標準化の推進** | |
| * データを活用した農業を推進するためには、農業情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化や情報の取扱いに関する政府横断的な戦略を策定し、これを踏まえた取組を推進することが不可欠。このため、農業ITサービス標準利用規約ガイド及び標準化ロードマップに基づき11項目の個別ガイドライン等を策定。 * 令和３年度（2021年度）以降も、これまで策定した個別ガイドラインの普及促進及び必要に応じた見直しを行うとともに、各事業者間でのデータ連携を可能とするシステム基盤における標準化の進捗やデータ連携の実情等を踏まえ、個別ガイドラインを策定していくこととする。 * これらにより、農業分野全体における情報創成・流通を促進し、我が国農業の産業競争力を強化。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 策定した情報の取扱いに係るガイド及び標準化に係る個別ガイドラインの１個以上の新設又は改定 |
| KPI（効果）： | 年一度の現場ニーズを踏まえた改定及び充実 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－33] スマート農業実証プロジェクト（「スマート農業加速化実証プロジェクト」及び「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」）** | |
| * 農業者の生産性を飛躍的に向上させるためには、近年、技術発展の著しいロボット・AI・IoTなどの先端技術を活用した「スマート農業」の社会実装を図ることが急務。 * 先端技術を活用して持続可能な生産基盤を構築するため、輸出重点品目の生産拡大やシェアリング等の新たな農業支援サービスなどのテーマに基づいた実証を行い、その経営効果等を検証し、情報発信することにより、スマート農業の社会実装を図る。 * これにより、スマート農業が広く定着し、ほぼ全ての農業の担い手がデータを活用した農業を実践。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 実証課題設計書に設定した年度計画の進捗状況（単年度評価の結果） |
| KPI（効果）： | 実証課題設計書において設定した成果目標を達成した実証計画数（終了時評価を実施した実証計画数の80％以上） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－34] データをフル活用したスマート水産業の推進** | |
| * 水産分野における、データを連携・活用・共有する取組を進めることが課題となっていることから、水産業データ連携基盤を構築するとともに、令和２年度（2020年度）にデータ利活用のための有識者協議会を設置し、データポリシーの策定やデータ標準化のための検討を進めてきた。 * 令和３年度（2021年度）以降も、データポリシー、データ標準化に向けた検討を進め、令和３年度（2021年度）中に、水産分野におけるデータ契約のガイドラインを策定、また、令和５年度（2023年度）までにデータ標準化の方針を策定するなど、データ利活用を促進する環境を整備する。 * これらの取組を通じて、データの連携・共有・活用を図り、水産資源の評価・管理の高度化を実現するとともに、水産業を支援するサービスを創出し、データ利活用の取組の展開を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 水産業におけるデータ契約ガイドラインの策定（令和３年度（2021年度）まで）及びデータ標準化リストの策定（令和５年度（2023年度）まで） |
| KPI（効果）： | 漁業者等に対するデータ連携基盤を活用したサービスの提供（令和３年度（2021年度）までに10サービス以上）。また、データ利活用の取組を展開（令和５年度（2023年度）までに４海域以上）。 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－35] 水産流通適正化に係る電子システム対策事業** | |
| * 水産物の流通に関しては、資源管理の徹底や、IUU（違法、無報告、無規制）漁業の撲滅等の観点から、違法漁獲物の流通防止対策の必要性が高まっている。 * このため、漁業者等の届出、漁獲番号等の情報の伝達及び取引記録の作成・保存等が義務付けられる特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和２年法律第79号）が令和２年（2020年）12月に成立し、令和４年（2022年）12月までに施行予定。 * 同制度の円滑な運用に向け、関係する漁業者、漁業協同組合、流通・加工業者及び産地市場等の負担軽減を図るため電子化等体制の整備・普及を行う。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 産地市場等における漁獲番号等の電子的な伝達に係る検討（令和３年度（2021年度）まで） |
| KPI（効果）： | 漁獲番号等の発行・伝達に係るシステム整備の計画数（令和４年度（2022年度）までに産地市場200箇所） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－36] 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるDXの促進** | |
| * 農業従事者数の減少及び高齢化に加えて、地方公共団体の農政担当職員等も減少している状況。農林水産業を成長産業としていくため、行政手続の申請・審査に係る労力を軽減し、農林漁業従事者が経営に、地方公共団体等の職員が農林漁業従事者のサポートに、農林水産省が効果的な政策の企画立案に注力できる環境を整備することが必要。 * そのため、農林水産省が所管する法令及び補助金等の行政手続の申請に係る書類や申請項目等の抜本的な見直しを進めながら、農林漁業者等が自分のスマホやタブレット等からオンラインで申請が行えるようにする「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」を構築。また、eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳等の農地の現場情報を統合する「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」を開発。あわせて、eMAFFにより得られる膨大なデータも活用した政策立案を進めるため、農林水産省職員向けのデータサイエンティスト研修を行うなどデータ活用人材の育成にも注力。 * これにより、申請者はいつでも容易にオンラインで申請可能となるほか、ワンストップ、ワンスオンリー（一度登録した情報を再度入力する必要がない）など申請者の利便性が向上。また、事務負担を軽減するとともに、各種データを集約・分析して農林漁業者等へ提供することで、データ駆動型の農林水産業を実現。さらに、オンライン利用率が高まることにより、各事業の事務コストを削減し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化が可能。加えて、農林水産行政等のデータを集約し、職員の能力向上と相まって、データを十分に活用にした政策立案が可能となる。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 令和４年度（2022年度）にオンライン化率（全体の手続のうち、オンライン化した手続の割合）100％ |
| KPI（効果）： | 令和７年度（2025年度）にオンライン利用率（全体の申請のうち、オンライン申請の割合）60％ |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－37] 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）による農地情報の一元化に資する農地情報公開システムの見直し** | |
| * 新規就農者や規模拡大を検討している農家等の担い手が農地を探す際、農地情報の収集が大きな負担となっていたため、平成27年（2015年）４月から、農地情報公開システムにて、農地の所在や面積、所有者の貸付意向等を全国一元的に提供。しかしながら、農地情報公開システムにおける農地台帳のデータ更新等を全く行っていない農業委員会が一定数あることが課題。 * 農地情報公開システムの農地台帳等のデータ更新作業の省力化や、「デジタル地図」による農地情報の一元化に資するよう、システムの見直しを検討し、結論を得たものから実施。 * 担い手への農地利用の集積・集約化を進め、令和５年度（2023年度）までに担い手が利用する面積が全農地面積の８割になることを目指す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 農地情報公開システム（全国農地ナビ）へのアクセス数 * 農業委員会等による農地情報公開システムへのログイン数 |
| KPI（効果）： | * 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合（令和５年度（2023年度）までに８割） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－38] 森林クラウド・SCMによる施業集約化・流通の効率化を実現するためのスマート林業等（林業イノベーション）の推進** | |
| * 我が国の森林所有構造は、小規模・零細であり、所有者の世代交代や不在村化等から、今後、所有者の特定が困難な森林の増加が懸念され、効率的な森林整備のためには、所有者・境界を明確化し、その情報を担い手に提供して施業集約化することが必要。このため、平成30年度（2018年度）までに森林所有者情報を取りまとめた林地台帳の整備に向けて取り組んできたところ。 * これまでの取組を踏まえ、都道府県、市町村、森林組合や林業事業体等が管理する森林資源情報、森林所有者情報、施業履歴等の森林情報を共有するための森林クラウドの導入に向けた取組を推進。また、森林組合や林業事業体等が森林クラウド等を活用することにより、森林所有者に対する施業の働きかけを効率的に行い、森林施業の集約化等を推進。 * このため、特に、集積・集約化が求められる私有人工林において令和10年度（2028年度）末までにその半数（約310万ha）を集積・集約化することとし、これを森林の経営管理の集積・集約化の目標面積とする。 * 木材製品の安定供給体制の構築に向けて、民間事業者間で需給等データを共有する取組を推進。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 森林クラウドを導入している都道府県数（森林クラウドの導入を含む森林資源情報の共有に関する仕組みについて検討予定であり、検討結果を踏まえて令和４年度（2022年度）以降に具体的な指標の設定を検討予定） |
| KPI（効果）： | * 私有人工林面積における集積・集約化の目標面積に対する割合（令和10年度（2028年度）末までに100％） * 木材需給情報データベースの活用事業者数（令和３年度（2021年度）末までに250社） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－39] 筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進** | |
| * 農地の区画情報である筆ポリゴンは、一筆ごとにIDを付与して令和元年度（2019年度）からオープンデータとして提供を開始しており、民間事業者等が提供する農業サービスへの活用のほか、行政機関や農業団体の業務効率化など様々な場面で幅広く活用されている。 * 令和３年度（2021年度）は、前年度に更新した筆ポリゴンデータを公開するとともに、更新精度の向上等を図るための取組を引き続き進める。また、筆ポリゴンの安定的な継続利用を可能にするID履歴、筆ポリゴンに紐付く付加価値情報及び筆ポリゴンの管理・運用のためのシステムを構築する。 * これにより、筆ポリゴン利用者の更なる利便性向上及び高度利用の促進を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 筆ポリゴンの利用件数（令和５年度（2023年度）のアクセス数1,500） |
| KPI（効果）： | 筆ポリゴンの高度利用件数（令和５年度（2023年度）までに筆ポリゴンの利用件数のうち高度利用の状況を把握する仕組みを構築） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－40] サイバーポートの整備（港湾物流分野）** | |
| * 港湾物流手続は、各社のグループ内や特定の事業者間での電子化は進んでいるものの、港湾物流に関わるいずれの業種においても、約５割の手続が依然として紙、電話、メール等で行われているのが現状。このため、紙やPDFの情報を電子化するための再入力作業や、情報や手続状況の電話問合せなど、非効率な作業が発生。 * 令和３年（2021年）４月に第一次運用を開始した、サイバーポート（港湾物流分野）について、令和４年度（2022年度）は輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）との直接連携強化等の機能改善や利用促進を図るとともに、運営体制の確立に向けた検討を進める。 * これらの取組により、民間事業者間での情報の再入力・照合作業の削減やトレーサビリティの確保による港湾物流分野の生産性向上を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | サイバーポート（港湾物流）へ接続可能な港湾関係者数（令和７年度（2025年度） 約650者) |
| KPI（効果）： | サイバーポート（港湾物流）各種機能の利用回数  ※KPI（進捗）とKPI（効果）は連動するため、KPI（進捗）に即してKPI（効果）を設定することを考えているが、運用開始直後の時点では、利用者数及び利用回数が少ないことから、関係性が明確にならない。このため、関係性がある程度明確になる令和４年度（2022年度）以降、KPI（効果）の値等を設定することとしたい。 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－41] 良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒトを支援するAIターミナル」の実現** | |
| * 近年の大型コンテナ船の寄港の増加によるコンテナ船の荷役時間の長期化やコンテナターミナル周辺での渋滞の深刻化に対応するため、国土交通省港湾局において、「ヒトを支援するAIターミナル」を実現し、良好な労働環境と世界最高水準の生産性を創出する。 * 令和元年度（2019年度）に創設した遠隔操作RTG(※)の導入に係る支援制度を活用し、遠隔操作RTG等の導入を促進する。また、これら荷役機械の生産性向上に資するAI等を活用したターミナルオペレーション最適化実証事業を始めとした、AIターミナル高度化実証事業を実施している。 * 令和２年度（2020年度）までに開発したターミナルオペレーションの最適化に資するシステムを活用し、荷繰り回数の最少化の改善効果等について明らかにするとともに、令和４年度（2022年度）までに、その他の所要のシステムについても開発する。   (※)タイヤ式門型クレーン（Rubber Tired Gantry crane） | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 「ヒトを支援するAIターミナル」の実現に向け、以下の取組を実施  熟練技能者の暗黙知の継承（令和３年度（2021年度）まで）  コンテナ蔵置場所の最適化（令和２年度（2020年度）まで）  コンテナダメージチェックの効率化（令和３年度（2021年度）まで） |
| KPI（効果）： | ヒトを支援するAIターミナル」を実現したコンテナターミナルにおいて、コンテナ船の大型化に際してもその運航スケジュールを遵守した上で、外来トレーラーのゲート前待機をほぼ解消（令和５年度（2023年度）まで） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.６－42] 連携型インフラデータプラットフォームの構築** | |
| * インフラ分野において、関係府省庁や地方公共団体、民間企業などインフラ管理主体ごとにデータプラットフォームが構築されつつあるが、データの連携は限定的。これに対し、令和元年度（2019年度）にPRISM革新的建設・インフラ維持管理/革新的防災・減災領域運営委員会の下にデータ連携検討会を設置し、連携型インフラデータプラットフォームの基本的枠組みについて検討。 * 令和３年度（2021年度）のデータ連携検討会において、府省庁及び主要な地方公共団体・民間企業のデータプラットフォーム間の連携のためのモデル事業を実施し、以降、防災分野、都市分野、産業分野等とのデータ連携を実施する。 * インフラに係る多様なデータが連携可能となり、①広範囲のデータの検索・抽出・比較、②分析精度の向上、③効果的な施策の推進やイノベーションの促進等、が期待され、インフラ老朽化や、頻発化・激甚化する自然災害などに対する、リスクの分析・検討の多様化等により、更なる国民・社会の安全・安心の確保に寄与。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | インフラ管理者間でのデータ連携のための環境整備を進め、連携に着手（令和４年度（2022年度）） |
| KPI（効果）： | インフラデータ連携の実施による具体のユースケースについての効果発現 |
|  | |

Ⅶ．相互連携分野のデジタル化の推進

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.７－１] 取引のデジタル化** | |
| * 我が国の企業間取引では、中小企業を中心に、未だに電話やFAX、紙での受発注・請求を行っている企業が多い。また、システムを構築していても、サプライチェーン内にとどまる等、利用は限定的である。 * 令和５年（2023年）10月のインボイス制度導入を契機として、請求の電子化が進んでいく見込みであり、このタイミングで請求だけでなく、上流である受発注、下流である決済まで含めた取引全体のデータ連携に係るアーキテクチャの検討を進めていく。 * 受発注から決済に渡る企業間取引全体を一気通貫にデータ連携できれば、経理処理のコストの削減、取引データをリアルタイムで把握することによる経営のDXにつながる。更に、第三者による取引データの利活用が容易に可能な状態となれば、新規ビジネスの創出が容易な環境の整備にもがる。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 令和３年度（2021年度）内に中間とりまとめ |
| KPI（効果）： | 令和４年度（2022年度）に実証分析を実施 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.７－２] 電子インボイスの標準仕様の社会実装によるバックオフィス業務の効率化に向けた取組** | |
| * 事業者のバックオフィス業務の効率化は喫緊の課題である。そのため、「請求」を起点に、「紙」と「デジタル」が交錯するような現状の業務プロセスを見直し、データ・トゥ・データで一連のプロセスを連携させるため、官民連携の下、「Peppol」をベースとした電子インボイスの標準仕様を策定。 * 令和４年（2022年）秋を目途に、民間の会計・業務システムベンダーにより、標準化された電子インボイスに対応したサービスが提供される予定である。デジタル庁は、標準仕様の管理・運用を行うとともに、グローバルな動向を踏まえた標準仕様の更新を行う。また、政府調達システムについて、インボイス制度に移行するまでに、請求や領収のデータについてシステム連携が可能となるよう、必要な対応を進める。 * これにより、事業者のバックオフィス業務の生産性向上、ひいては、社会全体の効率化にげる。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 民間の会計・業務システムベンダーによる、標準化された電子インボイスに対応したサービスの提供（令和４年（2022年）秋） |
| KPI（効果）： | 事業者のバックオフィス業務の生産性の向上等 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.７－３] デジタル技術やデータを活用したスマートシティの推進** | |
| * 平成29年度（2017年度）から令和２年度（2020年度）において、計18か所に対して補助を交付決定し、先進的モデルを構築したが、現状の構築数ではまだ十分とは言えず、全国共通的な地域課題の解決に向けて、デジタル技術の活用による住民の利便性の向上について引き続き取り組む必要がある。 * 「スマートシティ官民連携プラットフォーム」などの枠組みを活用し、政府一体となって、先進的モデル構築の支援を行う。 * 上記の取組により、人口減少（少子高齢化）、過疎化、災害など多くの地域で共通となっている課題の解決等に貢献。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 総務省スマートシティ事業による補助の交付決定数（年15件） |
| KPI（効果）： | スマートシティに関する技術の実装をした地方公共団体・地域団体数（令和７年度（2025年度）までに実装地域数100） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.７－４] スマートシティモデルプロジェクトの推進** | |
| * スマートシティの社会実装を始めとする「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進するため、スマートシティの引役となる先駆的なモデルプロジェクトの選定・支援、及び普及促進活動等を進めてきた。一方で、これらの取組を全国に展開していくため、先駆的なプロジェクトの更なる推進、先駆的事例の横展開等が必要。 * 令和３年度（2021年度）は、新たなモデル事業の選定や官民連携プラットフォームにおけるセミナーの開催等による先駆的事例の横展開、スマートシティガイドブックの普及展開等を実施。 * これらにより、スマートシティの社会実装を加速し、都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | スマートシティに取り組む地⽅公共団体及び⺠間企業・地域団体の数（スマートシティ官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数）：1,000 団体以上（令和７年（2025年）） |
| KPI（効果）： | スマートシティの実装数（技術の実装や分野間でデータを連携・接続する地⽅公共団体・地域団体数）：100程度（令和７年（2025年）） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.７－５] 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進** | |
| * スマートシティの社会実装を始めとする「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進するため、3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の取組や、都市計画基礎調査情報等のGIS化・オープンデータ化等を進めてきた。一方で、これらの取組を全国に展開していくため、先駆的なプロジェクトの更なる推進、ベストプラクティスの横展開、地方公共団体における理解促進・機運醸成等が必要。 * 令和３年度（2021年度）は、3D都市モデルのデータ仕様の拡張、ユースケース開発の深堀、各種マニュアルやセミナー等を通じた普及啓発活動等により地方公共団体における整備・活用・オープンデータ化を促進する。あわせて、3D都市モデルの基礎データとなる都市計画基礎調査等のGIS化・オープンデータ化を進めるとともに、これを促進するための制度的措置を検討する。 * これらにより、スマートシティの社会実装など「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を推進し、 都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 都市計画基礎調査情報（建物利用現況、土地利用現況等）・都市計画決定情報等を含む3D都市モデルデータ及び都市計画GISのオープンデータ化に向けた研修会等の実施：４回（令和３年（2021年）） |
| KPI（効果）： | * オープンデータ化されたデータの様々な主体による利用の推進：G空間情報センター閲覧数60万（令和４年（2022年）） * 都市計画基礎調査情報をオープンデータ化した地方公共団体数：280市町村（令和４年（2022年））※現在204市町村 * 3D都市モデルを活用したユースケース開発数：10～20件程度（令和３年（2021年））30件（令和４年（2022年）） * 3D都市モデル構築都市数：100都市（令和４年（2022年）） |
|  | |

Ⅷ．産業のデジタル化

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.８－１] ミラサポplusの機能拡充を通じた中小企業支援の充実** | |
| * 総合的な中小企業支援サイトミラサポplusを通じて、事業者が事業にあった支援を検索できるだけでなく、関心に応じてプッシュ型で、自社の経営特性に合った多様な支援がリコメンドされる環境を実現するほか、様々な支援手続の申請にワンストップでたどり着けるような環境を実現する。加えて行政支援以外にも自社の成長につながるような民間サービスも含めた知見を得られるようにするほか、最適な支援策や支援者・民間サービス等についてを情報交換できるコミュニティサイトの構築を目指す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * ミラサポplusにおけるページビュー（PV）数 * ミラサポplusにおけるユニークユーザー（UU）数 |
| KPI（効果）： | * ミラサポplusにおけるページビュー（PV）数 * ミラサポplusにおけるユニークユーザー（UU）数 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.８－２] オンライン本人確認手法の普及促進** | |
| * 非対面型・非接触型のデジタル空間で行われる民間取引等において必要となるオンライン上における本人確認の重要性が指摘されている。 * そのため、公的個人認証サービス（JPKI）の利用促進に加え、令和３年度（2021年度）中に有識者の検討会を立ち上げ、安全性や信頼性、利便性とスピード感とのバランスに配慮しつつ、簡便な本人確認手法（eKYC（electronic Know Your Customer）等）について、具体的な課題と方向性を整理する。 * これにより、オンライン上の本人確認の普及を促進する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 有識者の検討会の開催数（令和３年度（2021年度）３回程度） |
| KPI（効果）： | 令和４年（2022年）６月を目途にとりまとめ |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.８－３] 地域企業のDX推進** | |
| * 新型コロナウイルス感染症の影響により、各国では非接触・リモート社会構築の基礎としてのデジタル投資の動きが加速している。地域企業が、今後も地域経済を支える主体として事業活動を継続していくためには、こうした動きに取り残されることなく、デジタル投資による業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））を実行していくことが必要不可欠である。 * 本事業では、①地域企業の経営・デジタルに関する専門的知見・ノウハウを補完するため、産学官金の関係者が一体となった支援コミュニティが実施する各種支援活動（地域企業に対する伴走型支援やITベンダー等とのマッチング等）を支援するとともに、②地域の特性・強みとデジタル技術を掛け合わせ（X-Tech）、新たなビジネスモデルの構築に向けて企業等が行う実証事業を支援する。 * これにより、支援を受けた企業のDX実現による生産性向上や、新たなビジネスモデルに基づく事業展開により地域企業の稼ぐ力を向上させ、生産性の高い地域経済社会の実現を目指す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 1. 地域の産学官金の関係者が一体となった支援コミュニティからDX実現に向けた支援を受けた支援企業数（一つのコミュニティによる支援企業数）   （令和４年度（2022年度）見込：20社）   1. 企業の新たなビジネスモデル構築を目指したプロジェクト実証件数（プロジェクト採択件数）   （令和４年度（2022年度）見込：50社） |
| KPI（効果）： | 1. 事業年度から事業年度の３年後までの間、支援コミュニティが活動を実施する対象地域における「地域未来引企業と地域未来投資促進法に基づく承認地域経済引事業者」からなる企業群の労働生産性の伸び率   （令和９年度（2027年度）までに６％以上増加）   1. 各事業年度終了後２年目に、事業終了後３年を経過した日までに売上計上が予定される実証企業群の新製品・サービス、新収益モデルの件数割合   （令和８年度（2026年度）までに50％以上） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.８－４] 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進** | |
| * 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進においては、令和２年（2020年）11月に企業のデジタル経営のために実践すべき事項を取りまとめた「デジタルガバナンス・コード」を策定し、「デジタルガバナンス・コード」の基本的事項に対応する企業を国が認定する「DX認定制度」の運用を開始したほか、令和２年（2020年）12月に公表した「DXレポート２（中間取りまとめ）」においても企業の変革の方向性を示している。 * 令和３年度（2021年度）は、産業界のデジタルトランスフォーメーションの推進に向けて「デジタルガバナンス・コード」や、「DX認定制度」、「DX推進指標」の普及促進を引き続き行う。 * これにより、多くの企業のデジタルトランスフォーメーションを後押しする。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 令和４年（2022年）２月頃までに、中堅・中小企業等の優れたDXの取組を選定するための基準を策定 |
| KPI（効果）： | 令和３年度（2021年度）末までに、DX認定制度の認定件数を300件、DX推進指標の回答数を1000件 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.８－５] DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出** | |
| * 民間企業におけるデジタル技術の開発はこれまで進められてきたものの、観光産業におけるデジタル化やそれによる変革の実現は他産業に比べ遅れている。また、新型コロナウィルスにより観光関連産業が大変厳しい状況に置かれている昨今、訪日観光客の一過性の来訪にのみ依存する経営手法では、将来的なリスクを抱えることになると予想され、経営改善や新たなビジネスモデルの創出などが求められている。 * デジタル技術を活用し収益向上等に資する観光サービスや観光地経営・エリアマネジメント等の実証事業を複数地域で並行して行うとともに、ノウハウを広く展開することで認知・関心を拡大。 * 観光サービスの変革や観光需要の創出を推進することにより、旅行者の体験価値向上、消費機会の拡大、来訪意欲増進と顧客定着を実現。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * デジタル技術を活用した観光コンテンツの造成や観光地経営等、観光サービスの変革を実現する技術開発の社会実証件数（令和３年度（2021年度）５件） * 来訪意欲の増進に資するオンライン体験の実証件数（令和３年度（2021年度）12件） |
| KPI（効果）： | * 実証で扱った事業の翌年度末における継続率（令和４年度（2022年度）50％） |
|  | |

Ⅸ．デジタル社会を支えるシステム・技術

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－１] マイナポータルの抜本的改善** | |
| * マイナポータルについては,「マイナンバーカードをキーにした、わたしの暮らしと行政との入口」の役割を担っており、国民の皆様に便利に使っていただけるよう、利用者目線に立ったUI・UXの抜本的改善に着手するとともに、全ての地方公共団体によるマイナポータルへの接続の実装や標準様式のプリセットなどを実施したところ。 * 引き続き、UI・UXの抜本的改善に継続的に取り組むとともに、更なる標準様式のプリセットなどを検討する。 * こうした取組に際しては「デジタル庁アイデアボックス」など、国民や地方公共団体の声を直接聴く仕組みを活用し、徹底した国民目線での見直しを進める。 * より多くの国民に利用いただけるようUI・UXを改善していくことで、マイナポータルの利便性を享受いただけるよう努めていく。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 未設定 |
| KPI（効果）： | 未設定 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－２] ガバメントクラウドの整備** | |
| * 令和３年（2021年）10月からガバメントクラウドとして複数のクラウドサービス事業者と利用契約を締結し、地方公共団体による先行事業及びデジタル庁ウェブサイトにおいて段階的に利用を開始。 * 令和４年度（2022年度）以降における国及び地方公共団体の情報システムや準公共分野におけるガバメントクラウドの利用について移行スケジュール等も含め、今後、関係府省庁等と協議を実施。 * ガバメントクラウドに係る移行・運用等の各種方針や移行スケジュール等を令和４年度（2022年度）上半期を目途に策定する予定。 * 各種方針等を策定し、各府省庁及び地方公共団体等に周知することで、ガバメントクラウドの利用を促進。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 令和３年度（2021年度）及び令和４年度（2022年度）において地方公共団体による先行事業によりガバメントクラウドの利用を進め、令和７年度（2025年度）までに順次、地方公共団体の情報システムをガバメントクラウドへ移行する。 * デジタル連携基盤及びベース・レジストリについて、令和６年度（2024年度）から本番運用を開始できるよう準備を進める。 * 以上の移行や運用等の各種方針を令和４年度（2022年度）上半期を目途に策定し、国、地方公共団体等の情報システムを順次ガバメントクラウドへ搭載する。 |
| KPI（効果）： | * 国及び地方公共団体の情報システム並びに準公共分野におけるガバメントクラウドの利用を実施し、ガバメントクラウドに搭載した情報システムについて、現状の運用等経費よりも削減する。 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－３] ガバメントソリューションサービスの整備** | |
| * 政府のネットワーク環境は、府省単位や部局単位に整備されており、府省間連携、利便性、費用対効果の観点での課題がある。これらの課題解決及び行政機関における、生産性やセキュリティの向上を図るため、デジタル庁は「ガバメントソリューションサービス」を提供する。 * 新府省間ネットワークの構築について、令和４年度（2022年度）において、現行の全ての接続拠点について接続を開始。各府省が順次切替えを実施し、令和５年度（2023年度）中の切替え完了を目指す。 * 全国ネットワークの整備について、国独自の回線網を令和４年度（2022年度）から運用できるよう整備を進める。また、令和５年度（2023年度）以降においては府省LAN統合の拡大と併せてその整備範囲を広げ、令和７年度（2025年度）までに全国拡大を目指す。 * 府省LAN統合について、令和４年度（2022年度）においては、人事院、個人情報保護委員会の統合を実施し、また、農林水産省の統合に係る作業を開始する。このほか、令和５年度（2023年度）以降にネットワーク更改等を迎える府省について、当該環境への移行を原則とする。さらに、令和３年度（2021年度）末までにデジタル庁においてロードマップを整理し、各府省庁はこれを中長期的な計画に反映して、取組を進める。 * 公的機関統一ID基盤の構築について、令和４年度（2022年度）から、一部の府省において当該基盤で管理し、統一された基準による評価検証を実施。令和５年度（2023年度）からの本格的な運用を目指す。また、当該基盤の国際連携について、各国との協議を令和４年度（2022年度）中を目途に開始する。 * これら、新府省間ネットワークの構築、全国ネットワークの整備、府省LAN統合及び公的機関統一ID基盤の構築により、職員の柔軟な働き方を可能にし、業務効率、職員の生産性、費用対効果等の向上、テクノロジー、セキュリティ等の継続的な更新を前提とする柔軟なデジタル行政基盤の実現を目指す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 移行されたネットワーク環境の数 |
| KPI（効果）： | 広大な全国規模の閉域網を商用サービスを介さず国自ら提供することを実現 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－４] ５か年スパンを前提とした中長期的なシステム整備等の計画の策定と実施の徹底** | |
| * これまで、各府省庁は、各府省デジタル・ガバメント中長期計画を策定し、情報システムの整備を進めてきたところ。 * 本重点計画の内容を踏まえ、デジタル庁を含む各府省庁は、情報システムに係る投資の想定や、行政手続のオンライン化予定等について、現行の各府省デジタル・ガバメント中長期計画を発展させる形で複数年度（５か年スパンを基本）の中長期的な計画を令和３年度（2021年度）末を目途に策定するとともに、適時、必要な改定を行う。 * デジタル庁はその中長期計画を統括し、本重点計画等に沿ってプロジェクト監理を実施することで国として業務改革（BPR）と統一的な情報システム整備を徹底する。これにより、利用者目線での行政サービスの改革と業務システムの改革を一体的に推進する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | ５か年計画の策定と適宜改定 |
| KPI（効果）： | 国の情報システムの運用・改修コスト３割削減（令和７年度（2025年度）：令和２年度（2020年度）比） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－５] 独立行政法人の情報システムに係る目標策定・評価の推進** | |
| * 独立行政法人が情報システムの整備・運用を行うに当たって、これまで国から横断的な方針は示されてこなかった。 * デジタル庁は、情報システムに係る整備及び管理の基本的な方針（整備方針）を策定の上、主務大臣が独立行政法人に対して目標策定・評価を実施する際に、整備方針を踏まえた目標策定・評価を推進する観点から、デジタル庁においても、総務省と協力し、総合調整機能の一環として目標策定・評価に一定の関与を行う仕組みを設定し、運用する。 * これにより、独立行政法人の情報システムについても整備方針にのっとった整備・運用が行われ、効率化や国等との相互連携が確保されることが期待される。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 整備方針の策定を踏まえた「独立行政法人の目標策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」の改定 * 全法人のうち、整備方針を踏まえた目標を策定している法人の割合 |
| KPI（効果）： | * 独立行政法人における情報システムの整備・運用の改善   ※ 本KPIについては、棚卸調査の実施後に修正を検討する。 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－６] 独立行政法人の情報システムの棚卸** | |
| * 独立行政法人の情報システムについて、現状その全容は把握されておらず、整備・運用に係る具体的な改善策を検討することは困難な状況。 * 独立行政法人の情報システムの整備・管理について、全体の状況を把握するため、令和４年度（2022年度）に棚卸調査を行い、当該調査を受け、詳細調査を実施。 * これにより、独立行政法人の情報システムについてデジタル庁が技術的助言等の支援等を行うに当たっての基礎となる情報が整備されることが期待される。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 独立行政法人の情報システムに係る調査の実施 |
| KPI（効果）： | * 独立行政法人の情報システムに係る基礎情報の整備 * 技術的助言等の支援等を行うための情報システムの体系的な整理 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－７] 被災者支援におけるマイナポータル活用の推進** | |
| * 被災者支援制度の周知及び各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を実現することが重要。 * そのため、平成31年（2019年）３月に「被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に関するガイドライン」を作成し、地方公共団体に送付するほか、会議等の場においてもマイナポータルの活用を促している。 * また、令和２年（2020年）８月に同ガイドラインを改訂し、地方公共団体に送付したほか、引き続き会議等の場を通してマイナポータルの活用を促していく。 * 引き続き、あらゆる機会を設けて継続的に普及啓発を促し、電子申請機能を活用した各種手続に係る被災者と行政の負担軽減を図っていく。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 被災者支援に関する説明会における参加地方公共団体（都道府県）数 |
| KPI（効果）： | 取扱機関（市町村）数  （子育て及び介護ワンストップサービスに準ずる） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－８] 登記情報システムに係るプロジェクトの推進** | |
| * 登記情報システムは、不動産取引の安全と円滑に資する不動産登記、企業取引等の安全と円滑に資する商業・法人登記等に関する事務を処理する情報システムであり、登記事務の増加への対応及び国民サービスのより一層の向上を図る抜本的な施策として、登記事務をコンピュータで処理する情報システムとして昭和63年（1988年）から導入を開始している。   これまで、メインフレームを中核として構成された情報システムからオープン化した情報システムに切り替えるなど、運用等経費の削減に取り組んできたが、現状、以下のような課題を抱えている。   1. 行政機関等への各手続において、当該手続の添付書類として登記事項証明書を求めているものが数多くあり、手続の度に登記事項証明書を取得し、行政機関等に提出する必要があるため、これらの登記事項証明書の入手に係る費用・時間等が負担となっている。 2. 登記情報システムは、年間運用等経費に係る予算規模が政府情報システムの中でも大きいシステムであるところ、政府方針等に基づき、運用等経費の削減に取り組んでいく必要がある。  * 以上の課題を解決するために、以下について実現を目指す。  1. 行政機関等への各手続において、行政機関が添付書類によらずに登記事項を確認することを可能とするために構築された行政機関間の情報連携システムの活用により、国民の各手続に係る負担を低減する。 2. 情報システムの更改を契機として、システム運用等経費の削減を進めていく。  * 以上の目標を実現するために、以下について取り組む。  1. 連携先である各行政機関のニーズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上を図る。 2. 令和６年度（2024年度）までに更改が予定される次期システムにおいては、一部拠点への集約を実施するとともに､代行環境をクラウド化するなどのシステム構成の見直しや運用等業務の精査等による工数見直しを行い、効率的な運用を図ることを目指すほか、所有者不明土地問題等の社会的要請への対応に配慮しつつ、引き続き、運用等経費の削減を目指す。   また、法務省とデジタル庁において、次々期以降のシステム更改を見据え、中・長期的な課題を解決するための協力体制を強化し、更なるシステム構成の見直し、業務改革等の登記情報システムに関する将来構想に係る検討を積極的に進め、運用等経費の更なる削減を目指す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 各手続における登記情報連携の利用状況 |
| KPI（効果）： | 各手続における登記事項証明書の添付省略の活用状況 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－９] 国税情報システムに係るプロジェクトの推進** | |
| * 国税情報システムについては、これまでも「国税電子申告・納税システム」（e-Tax）のスマートフォン対応など利用者（納税者）の利便性の向上に対応しているほか、一部業務のオープンシステム化の実施や運用等経費の削減に向けた取組を着実に進めているところである。 * 平成13年（2001年）に全国で運用を開始した申告や納税の事績を一元的に管理する「国税総合管理システム」（KSKシステム）については、その後の税制改正等により複雑化・肥大化しているなどの課題があるところ、現行システム機器の更改時期である令和８年度（2026年度）を目途に、令和２年度（2020年度）からシステムの高度化（次世代システムの開発）に着手している。 * 次世代システムについては、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するためのインフラとして、  1. 書面中心からデータ中心の事務運営への変更といった業務改革（BPR）の実現 2. 税目別のデータベースやアプリケーションの統廃合 3. メインフレーム中心のシステム構成から、オープンなシステムへの刷新   といったことをコンセプトとし、情報セキュリティ対策や安定稼働、システムの改修や機器の運用等経費の低減はもとより、AIなどの最新技術の導入等を容易にすることを目指している。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 次世代システムの開発（令和８年度（2026年度）システム更改） |
| KPI（効果）： | システム運用等経費の低減 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－10] 国税地方税連携の推進** | |
| * 国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を目指し、平成23年度（2011年度）以降、国税・地方税当局間で情報連携の仕組みを構築し、所得税・法人税申告書、法定調書等の情報について、その対象となる情報の拡大を図りつつ、連携を実施してきたところ。 * 一方で、連携システムの対象外となっている情報については、引き続き、書面による照会・回答や、実地による閲覧等で対応しており、国税・地方税当局双方の事務負担となっている。 * 令和８年度（2026年度）に予定している国税情報システム（国税総合管理システム（KSK）と国税電子申告・納税システム（e-Tax））及び地方税のオンライン手続のためのシステム（eLTAX）の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、費用対効果を考慮した上で、当該仕組みの連携対象情報の更なる範囲拡大を検討するとともに、国税・地方税当局間での個別照会・回答業務のデジタル化を目指す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 連携対象となる情報の増加 |
| KPI（効果）： | 国税・地方税職員の業務の効率化 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－11] 社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進** | |
| * 日本年金機構が公的年金業務に使用する社会保険オンラインシステムは、主に「記録管理システム」、「基礎年金番号管理システム」及び「年金給付システム」の３つの情報システムから構成されており、多年にわたり運用され、制度改正があり、極めて大規模であること等から以下の課題がある。  1. データベース等の構成が、制度別・年金事務所単位であることや、システム構造の複雑化により、情報システムの改修に高い費用を要している。 2. 紙や手作業等が前提であり、デジタルファースト等へ対応しにくい。 3. 発注者主導での情報システムの設計・開発が不十分。  * このため、業務の見直しと併せて、段階的な情報システムの見直しに取り組んでいる。  1. 「記録管理システム・基礎年金番号管理システム」の刷新については２段階で取り組んでおり、平成29年（2017年）からフェーズ１として、マイナンバーによる情報連携などを含む各種届書の事務処理機能のデジタル化を段階的に実施し稼働中。   更に、フェーズ２として、新たなデータベースの構築などによる現行システムの課題の解消に取り組み、業務の一層の改善を図る。   1. 「年金給付システム」については、令和元年度（2019年度）まで端末機器及び周辺サーバの更改や集約化を進めてきたところである。今後は、業務フロー及び情報システムの点検の結果を踏まえた情報システムの改修を進め、その上で、業務及び情報システムの最適化を目指す。  * 「複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運営する」（日本年金機構中期計画（平成31年３月29日））という日本年金機構の役割等に鑑み、次の目標を実現する。  1. 公的年金業務として提供するサービスの質の向上（デジタルファースト等への対応） 2. 業務運営の効率化や公正性の確保（デジタル化を前提とした業務プロセスの構築等） 3. ガバナンスの確立等（過度の事業者依存からの脱却等） | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 未設定 |
| KPI（効果）： | 厚生年金保険関係届書平均処理期間：４日（令和７年度（2025年度））（年次の届書を除く。） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－12] ハローワークシステムを活用したサービスの充実** | |
| * ハローワークにおける求職登録、職業紹介などのサービスは窓口での提供が前提となっており、自主的な活動を希望する者も来所する必要があることなどの課題がある。 * そのため、令和２年（2020年）１月に刷新後のハローワークシステムの全国稼働を開始し、オンラインによる求人申込み等を可能とするといったサービスのオンライン化及び支援の充実を図ったところである。その後も令和３年（2021年）９月にオンラインによる求職申込等を可能とし、令和４年（2022年）３月に求職公開している求職者に求人者から直接リクエストが可能とするなど順次機能の追加を予定している。 * これらの取組により、以下の目標を実現する。  1. 求職・求人活動一般について、自主的な活動を希望する者が来所を要せず、オンラインサービスでそれぞれ自主的に行えるようにする。 2. 不採用が続く求職者に対しては、窓口への来所勧奨を行うなど個々の求職者の状況を踏まえた個別支援や就職後の定着支援を強化し、また、指導等が必要な求人者に対しては、事業所の実態把握を踏まえた充足支援を徹底するなど、「真に支援が必要な利用者」への支援を充実する。   今後も引き続き、ハローワークサービスの充実及びハローワークシステムの改善を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | ハローワークシステムの機能の追加 |
| KPI（効果）： | ハローワーク求職者マイページ利用率（令和３年度（2021年度）：15％） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－13] 特許事務システムに係るプロジェクトの推進** | |
| * 国際化の進展に伴い研究開発のスピードが速まる中で、我が国の企業が、発明、デザイン、ブランド等によるイノベーションの成果を最大限に活用できるよう、特許庁はこれまで以上に特許情報の利活用者に対して特許情報の発信を強化することが必要である。特に、公報システムについては、現状、①特許情報の原本データから特許公報発行に必要なデータを抽出する作業を週次で行っている、②抽出したデータを特許公報のフォーマットに自動で当てはめる際に生じるエラーの修正を全て手動で行っている、③オンライン上に特許公報をアップロードする際、データを手動で外部記憶媒体に移した上で行っている等の要因から、特許公報の発行に、権利の付与が確定してから３週間程度を要しており、制度利用者への情報提供が必ずしも迅速に行えていない、という課題がある。 * この状況を改善するために、令和４年（2022年）１月を目途に、公報システムを刷新し、特許公報発行を迅速化する。 * これにより、特許情報の利活用者が、特許として認められた最新の技術に迅速にアクセス可能となり、重複した研究開発や重複した出願及び権利侵害の防止などの効果が見込まれる。加えて、特許公報発行の迅速化に際して、情報システムの構造を簡素化することで、今後のシステム改修時の費用低減に取り組む。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 令和４年（2022年）１月を目途に、公報システムを刷新 |
| KPI（効果）： | 令和４年（2022年）１月を目途に、原則として、特許公報を権利の付与が確定してから10日以内に発行 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－14] 警察共通基盤を活用した警察業務の合理化・高度化** | |
| * 警察では、現場の警察活動の支援、迅速な警察行政への貢献、関係機関との連携の円滑化等を実現して様々な警察活動を支えるためのシステムを運用しているところ、警察庁及び都道府県警察において同様のシステムを個別に整備しており、システムの整備・維持に係るコストが増大している。 * また、警察が所管する行政手続は多岐にわたっているところ、「新しい生活様式」の実践等が呼びかけられる中、こうした手続についてオンラインで申請等ができるシステムの構築が急務である。 * これらの課題を解決するため、警察庁では、警察庁及び都道府県警察が活用する共通のシステム基盤（警察共通基盤）を整備し、令和３年（2021年）４月から運用を開始した。令和３年度（2021年度）以降、警察のシステムの合理化・高度化を図るため、運転免許の管理等を行うシステムのほか、オンラインによる遺失届等の提出を可能とするシステムを警察共通基盤を活用して構築し、順次、警察庁及び都道府県警察の現行システムから移行する。 * また、警察が所管する行政手続のオンライン化を実現するためのシステムや交通反則金等の支払方法を拡大するためのシステムを警察共通基盤を活用して構築する。   これにより、国民の利便性の向上及び負担軽減、システムの整備・維持に係るコストの大幅な削減、行政手続の処理の効率化を実現するとともに、警察活動の高度化による一層の国民の安全・安心の確保を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 都道府県警察の警察共通基盤への移行状況  【運転免許業務】  令和４年度（2022年度）から令和６年度（2024年度）までにかけて47都道府県警察が移行  【遺失物業務】  令和４年度（2022年度）から令和８年度（2026年度）までにかけて47都道府県警察が移行 |
| KPI（効果）： | 未設定（令和４年度（2022年度）以降に検討） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－15] 港湾（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化** | |
| * 我が国の港湾の生産性を飛躍的に向上させ、港湾を取り巻く様々な情報が有機的にがる事業環境を実現することが求められている。 * 港湾管理者が提供する行政サービスの申請手続等を統一し電子化する港湾管理分野について、港湾行政手続の電子化や港湾関連の調査・統計業務の効率化に向けて、システムの設計・構築を進める。港湾管理者の保有する港湾台帳情報等を電子化・連携させる港湾インフラ分野について、港湾台帳等の既存データの棚卸しとデータ構造の再整備を行う等、システムの設計・構築を進める。加えて、港湾物流分野のデジタル化と併せ、令和５年度（2023年度）以降の三分野一体運用を目指す。 * これらの取組により、港湾管理者の利便性の向上、港湾管理の効率化及び施設情報の効果的な利用を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 全932港湾のうち、インフラ情報をデジタル化し、円滑なデータ共有を可能とした割合（令和６年度（2024年度）100％）  ※港湾管理分野については、令和４年度（2022年度）において特定の２～３港で実証を行ったうえで具体の機能を精査するため、KPIの設定は令和５年度（2023年度）以降の全国展開時において適切に設定したい。 |
| KPI（効果）： | 港湾において、インフラに係る各種情報を有機的に連携させることなどにより、施設管理を円滑かつ効率的に進める。 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－16] 交通管制の高度化に関する調査研究** | |
| * 現在の交通管制システムは、車両感知器、光ビーコン等の既存インフラから収集される情報を基に交通管制を行っており、人工知能（AI）等の新たな技術に十分に対応できていないほか、自動運転の実用化に向けたニーズ等に対応していくことが急務となっている。 * 令和３年度（2021年度）に、令和２年度（2020年度）の検討結果を踏まえ、民間プローブ情報等を活用した交通管制システムの仕様に係る検討を行い、令和４年度（2022年度）以降、モデルシステムの構築及び実証実験を行う。 * これにより、人工知能技術の発展、5Gネットワークの進展等による技術革新に対応するとともに、民間プローブ情報等を活用した新たな交通管制システムのモデルを確立し、自動車の安全運転支援による安全かつ快適な交通環境及び高度な自動運転の実現に寄与する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 交通管制システムの仕様に係る検討委員会の実施回数（令和３年度（2021年度）５回） |
| KPI（効果）： | 未設定（令和５年度（2023年度）以降の実証実験等を踏まえた実導入時に検討） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－17] 視覚障害者、高齢者等の移動支援システムの普及促進** | |
| * 令和２年度（2020年度）までは、高度化PICS（歩行者等支援情報通信システム）に必要となる路側機の仕様書及び、路側機を整備する上で必要となる設置条件、導入フロー等を示した運用ガイドラインを制定し、視覚障害者団体等のニーズを踏まえて高度化PICSを整備するとともに、全国において普及が進むよう都道府県警察への働きかけを実施。 * 令和３年度（2021年度）は、高度化PICSの有効性を踏まえて、音響信号機の音響を24時間鳴動させることが難しい場所を中心に全国において対応がなされるよう都道府県警察への働きかけを実施。 * これにより、音響信号機の音響を24時間鳴動させることが難しい場所において、周囲への影響を低減しつつ、道路における視覚障害者、高齢者等の安全を確保するための道路交通環境の整備が可能。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 高度化PICSを運用する都道府県数   * 令和２年度（2020年度）末時点（５県） * 令和３年度（2021年度）末目標（18都府県） |
| KPI（効果）： | 高度化PICS整備交差点数   * 令和２年度（2020年度）末時点（138交差点） * 令和３年度（2021年度）末目標（約298交差点） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－18] 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化** | |
| * 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革（BPR）の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第40号）第６条第１項及び第７条第１項に基づく標準化基準への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化を、地方公共団体に寄り添って十分に対話を行いながら進める。 * 今後、基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和７年度（2025年度）までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 対象である基幹業務に係る標準仕様書及び当該業務システムに関するガバメントクラウドの活用に関する方針について、令和４年（2022年）夏までに策定を目指す。  ※ 対象基幹業務：住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、 国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理（20業務） |
| KPI（効果）： | 地方公共団体の情報システムの運用経費の削減（令和８年度（2026年度）に平成30年度（2018年度）比で少なくとも３割削減。更なる削減目標の上積みを目指す。） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－19] 交通信号機を活用した5Gネットワークの構築** | |
| * 5Gの全国的な展開には、多数の基地局を配置した際でも効率的かつ安定的な通信を確保することが必要。また、交通信号機は、集中制御（ネットワーク化）されているものが全体の３割程度にとどまり、かつ高コストな電話線が用いられているものがほとんどであるため、その低コスト化・高度化が必要。 * これを踏まえ、交通信号機への5G基地局の設置による5Gエリアの拡充及び交通信号機の集中制御化の促進に向け、5Gエリアの低コストかつ柔軟な展開及び交通信号機のセキュアなデジタル化・ネットワーク化を可能にするリファレンス・アーキテクチャを始め、設置に係る価値を最大化する手法を創出。 * これにより、通信キャリアを始めとする民間企業による投資を誘発し、平時又は災害時問わずスマートシティの基幹情報拠点としても期待される、交通信号機を活用した5Gのトラステッドネットワークが構築される。さらには、開発・構築されるネットワークをパッケージ・インフラ化し、海外への展開も目指す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 交通信号機に設置した5Gアンテナ等実装数 |
| KPI（効果）： | 交通信号機に設置した5Gアンテナによる、5Gエリアの拡張と5Gを活用した交通信号機の数 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－20] インターネットトラヒック流通効率化等の促進** | |
| * 我が国のインターネットは、その大部分のトラヒックを都市部で交換する一極集中型の構成となっている。このため、本来的には地域内で交換可能なトラヒックも都市部を経由して通信しており、ネットワークインフラの圧迫や、災害時等における弱性の要因ともなっている。 * 「新たな日常」等を背景に一層急増するインターネットトラヒックの混雑緩和、東京圏での大規模災害発生時の全国的通信途絶リスクの回避、地域格差のないインターネット品質確保等のため、トラヒック集約拠点の地域への分散によるネットワーク効率化、トラヒック発生予測の活用によるネットワーク負荷の分散、固定ブロードバンドの品質測定手法の確立による競争環境適正化等を促進する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 地域IX及び集約ISPの実証拠点の設置数（令和３年度（2021年度）までに３か所） |
| KPI（効果）： | * 令和３年度（2021年度）に新たに設置する地域IX及び集約ISPの実証拠点におけるトラヒック流通の効率化検証（新たな実証拠点において、令和３年度（2021年度）までに15％程度の効率化） * 地域IX経由でのトラヒック量の増大 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－21] Beyond 5Gの実現に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進** | |
| * 「Beyond 5G新経営戦略センター」を核として、産学官の主要プレイヤーを結集し、知財の取得や国際標準化に向けた取組を戦略的に推進するとともに、研究開発の初期段階から国際標準化活動ができるよう、信頼でき、かつ、シナジー効果も期待できる戦略的パートナーである国・地域の研究機関との国際共同研究を実施する。 * 研究開発成果等を踏まえた技術要件を令和７年（2025年）頃から順次3GPPやITU等での国際標準に反映させ、国内企業等の標準獲得や国際競争力の底上げを図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 知財取得・国際標準化の促進のためのプログラム数 |
| KPI（効果）： | Beyond 5Gの必須特許数シェア（令和12年（2030年）時点で世界トップシェアと同水準の10％以上を獲得） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－22] ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業** | |
| * 第４世代移動通信システム（4G）と比べてより高度な第５世代移動通信システム（5G）は、現在各国で商用サービスが始まっているが、更に超低遅延や多数同時接続といった機能が強化された5Gは、今後、工場や自動車といった多様な産業用途への活用が見込まれており、我が国の競争力の核となり得る技術と期待される。 * 本事業では、ポスト5Gに対応した情報通信システムの中核となる技術を開発することで、我が国のポスト5G情報通信システムの開発・製造基盤強化を目指す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 1. ポスト5G情報通信システムに活用可能な技術の開発件数：７件（令和８年度（2026年度）） 2. 先端半導体製造技術を開発する拠点（ライン）の構築件数：１件（令和８年度（2026年度）） |
| KPI（効果）： | 本事業で開発した技術の実用化率（令和８年度（2026年度）末）を50％以上とする。 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－23] データセンター等の国内立地の最適化、海底ケーブルの日本周回敷設等の実現** | |
| * データセンターの国内最適立地やグリーン化と我が国のアジアにおけるデータセンター拠点化を実現するため、各拠点に求められる要件の整理や、中核データセンター拠点及び地方データセンター拠点の整備に向けて必要な支援策の検討および実現に向けた各種調整を行う。 * 太平洋側に集中している国内海底ケーブルについて、通信ネットワークの冗長化・強靱化による耐災害性向上の観点から、太平洋側以外の国内海底ケーブルを整備することで、全国の通信環境が向上し、データセンター立地等と相まって地方におけるデジタル実装の加速化に寄与する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 立地要件、必要な支援策の策定（中間取りまとめ） |
| KPI（効果）： | * 要件に合致するデータセンター拠点に対し、必要な支援策を講じ、データセンター等の東京圏等以外の立地を促進することで、データセンター等の国内立地の最適化を実現 * 太平洋側以外の海底ケーブルの敷設を促進 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－24] 最先端スーパーコンピュータ等の運用** | |
| * 令和３年（2021年）３月に共用を開始したスーパーコンピュータ「富岳」について、利用者及び利用分野の裾野拡大と早期の成果創出が今後の課題となっている。 * 令和２年（2020年）４月から実施している「富岳」による早期の成果創出を目的とした「「富岳」成果創出加速プログラム」において、令和３年（2021年）４月に新規課題の公募を実施し、３課題を採択。また、政策対応枠とSociety 5.0推進枠の課題募集を実施し、政策対応枠においては５課題を採択、実施（令和３年（2021年）９月時点）している。 * このほか、「富岳」を着実に運用するとともに、ユーザが利用しやすい環境整備を進めている。 * 利用者及び利用分野の裾野が拡大するとともに、「富岳」を活用した画期的な成果の創出が見込まれる。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | HPCI（High Performance Computing Infrastructure）の中核となるスーパーコンピュータ「富岳」の年間稼働率（年間90％以上） |
| KPI（効果）： | 集計年度末までに登録された、HPCIを利用した研究の論文発表数（年間260件以上） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－25] 新しいステージに向けた学術情報ネットワーク（SINET）整備** | |
| * SINETは日本全国の国公私立大学等を100Gbpsの超高速回線で結ぶ学術情報基盤であり、海外学術ネットワークとも相互接続され,国際的な大型共同研究プロジェクト等も支える最重要インフラ。 * 平成30年度（2018年度）に国際回線を増強し、世界最高水準の性能を確保。令和元年（2019年）に東京～大阪間に400Gbps回線を増設。また、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤を令和２年度（2020年度）末に運用開始。 * 利用ニーズに基づき、SINET回線の増強を実施するとともに、オープンサイエンス推進のための研究データ基盤の運用を着実に進め、我が国の学術研究の推進に貢献。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 学術情報ネットワーク（SINET）の回線速度及び接続拠点数 |
| KPI（効果）： | 学術情報ネットワーク（SINET）の回線増強 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－26] 第５世代移動通信システム（5G）普及・展開に向けた研究開発、ローカル5Gに関する実証の実施** | |
| * 平成31年（2019年）１月に5Gの技術的条件を策定し、同年４月10日に5G用周波数の割当てを実施。また、令和元年（2019年）12月にローカル5Gの制度化、免許申請受付を開始し、令和２年（2020年）12月に周波数を拡張。 * 引き続き、基地局の高信頼化、共用化等に関する研究開発を実施し、5Gの普及・展開に向けた検討を推進するとともに、ローカル5Gの導入による様々な課題解決や新たな価値の創造等の実現に向け、現実の利活用場面を想定した開発実証や、ローカル5Gにおける電波の利用をより効率的・柔軟に行うための多数の基地局・端末等が存在する環境下における技術実証を実施。 * これにより、5Gの普及・展開が促進され、新たな通信インフラの利用が可能となり、国民の利便性が向上。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 課題解決型ローカル5G等開発実証の実施件数（令和３年度（2021年度）中に25件） |
| KPI（効果）： | 携帯電話通信事業者による5G基盤展開率、ローカル5G無線局数（令和８年度（2026年度）中に400局） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－27] Beyond 5G研究開発促進事業** | |
| * Beyond 5Gは、2030年代のあらゆる産業・社会生活の基盤となることが期待されており、既に国際的な開発競争が始まっている。我が国においても、Beyond 5Gの早期かつ円滑な導入と国際競争力強化に向け、令和２年（2020年）６月に公表した「Beyond 5G 推進戦略」に基づき、Beyond 5G実現に向けた集中取組期間とする令和７年（2025年）までの５年間において産学官が連携して研究開発を積極的に推進していくことが重要である。 * このため、Beyond 5Gの実現に必要となる最先端の要素技術等をいち早く確立するため、Beyond 5G研究開発の中核機関である国立研究開発法人情報通信研究機構に設置（令和３年（2021年）３月）した研究開発基金を活用した取組と密接な連携を図りつつ、民間企業や大学等への公募型研究開発を実施する。 * これらの取組により、令和７年（2025年）頃からBeyond 5G実現に必要な要素技術を順次確立する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 研究開発課題数   * 25件（令和３年度（2021年度）） * 40件（令和４年度（2022年度）） |
| KPI（効果）： | 本事業で採択、実施された研究開発課題のうち、外部専門家による研究開発評価において、優れた進捗が認められた研究開発課題の割合70％以上 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－28] グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発** | |
| * オンライン化・リモート化の進展等により、我が国の通信トラヒックは増加を続けており、通信処理速度の向上を可能とする技術が必要。 * 令和３年度（2021年度）までに、運用単位当たりの通信処理速度を拡大（基幹網5Tbps、アクセス網400Gbps）する技術を確立するとともに、令和４年度（2022年度）から、更なる拡大（基幹網10Tbps、アクセス網1Tbps）を行うための研究を開始し、通信トラヒックの増加に対応する。 * これにより、増大を続ける光ネットワークのトラヒックに対処する技術の確立が期待される。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 運用単位当たりの通信処理を拡大する技術の確立（令和７年度（2025年度）末までに基幹網10Tbps、アクセス網1Tbpsを可能とする技術を確立する） |
| KPI（効果）： | 研究開発成果の製品化（令和12年度（2030年度）までに２件） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－29] 高度遠隔医療ネットワークの研究開発** | |
| * 厚生労働省が令和元年（2019年）７月に改定した「オンライン診療の適切な実施に関する指針」において、遠隔地の医師が直接患者の手術を執刀する「遠隔手術」について、一定の条件を満たした場合においては医師法（昭和23年法律第201号）に反せず実施可能な旨が明確にされた。これにより、日本における遠隔手術の進展が期待されている。 * 遠隔手術を実施するに当たっては、各学会において、必要な通信環境等を定めたガイドライン整備が求められている。遠隔手術に必要なネットワークやセキュリティといった通信環境の検討・整理に資するため、実際に手術支援ロボットやネットワーク等を用いて遠隔手術の臨床試験を実施し、各学会における遠隔手術ガイドラインの策定に寄与する。 * このような医療等分野における先導的なICTの利活用に向けた研究開発を実施することで、健康寿命の延伸、医療資源の偏在等、社会的課題の解決に資するとともに、医療分野における新たなサービス創出等による経済成長を期待。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 手術支援ロボット及び通信ネットワーク等を用いた遠隔手術の実証試験を実施 * 遠隔手術に必要なネットワークやセキュリティ等の通信環境要件を導出 * 令和６年度（2024年度）までに遠隔手術に関するガイドラインを策定 |
| KPI（効果）： | * 遠隔手術に必要なネットワークやセキュリティ等の通信環境要件を導出 * 令和６年度（2024年度）までに遠隔手術に関するガイドラインを策定 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－30] 革新的な基礎研究から社会実装までの研究開発・脳科学やより革新的なAI研究開発の推進** | |
| * 人工知能研究開発ネットワークにおける新型コロナウイルス感染症対策に係るAIを活用した取組として、24大学・機関から73件。 * AI戦略2021及びそのフォローアップ等に基づき、研究開発に係る取組について関係府省庁及び国立研究開発法人等で連携・推進。 * 国内外に我が国のAI研究開発の認知関心を高め、海外人材の日本への呼び込みや国内外の共同研究の増加を期待。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | AI戦略に基づく研究開発に係る取組各項目の進捗状況  （令和３年（2021年）末時点での進捗順調件数40件以上） |
| KPI（効果）： | AI戦略に基づく研究開発に係る取組の進捗率  （年度内年限の取組について進捗率90％以上） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－31] 人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト** | |
| * 国立研究大学法人理化学研究所AIPセンターにおいて、①深層学習の原理解明や汎用的な機械学習の基盤技術の構築、②日本が強みを持つ分野の更なる発展や我が国の社会的課題の解決のための人工知能等の基盤技術の研究開発、③人工知能技術の普及に伴って生じる倫理的・法的・社会的問題（ELSI）に関する研究などを実施。 * 令和元年（2019年）６月に策定された「AI戦略2019」において、当該センターは、AIに関する理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発を推進することが期待されており、Trusted Quality AI（AIの判断根拠の理解・説明可能化）等の研究開発を推進していく。また、当該センターがこれまでに開発してきた最先端のAI基盤技術について、大学・研究機関や各企業等との連携も行いながら、様々な分野での応用を加速する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | AI戦略の実施状況（令和元年度（2019年度）策定） |
| KPI（効果）： | AIに関する理論研究を中心とした革新的な基盤技術の研究開発の推進 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－32] 認知症対応型AI・IoTシステムの研究開発** | |
| * BPSD（Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）の予防や介護負担の軽減のため、認知症患者のIoTデータ等を収集し、AIで解析することで、BPSDの発症を事前に予測し、介護者に通知するシステムの研究開発を実施。 * 多地域・多施設へ本IoTネットワークを展開し、より多くの多様なデータを収集することで、BPSDケアに資するAIの精度向上（より正確、早期、詳細な予測）と医学的見地からのエビデンスの確立、医療現場や在宅ケアへの展開の検討、その他認知症ケアに有用なシステムの研究開発を進めるとともに、収集したIoTデータを他の研究機関や介護システム事業者もデータ基盤として利活用できる環境を整備（患者同意取得の在り方、収集データの標準化、データ基盤の維持・運用の在り方等について検討）する。 * このような医療等分野における先導的なICTの利活用に向けた研究開発を実施することで、健康寿命の延伸、医療資源の偏在等、社会的課題の解決に資するとともに、医療分野における新たなサービス創出等による経済成長を期待。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 令和４年度（2022年度）までに、構築したデータ基盤を活用した当該システムによる認知症BPSDの発症予測・改善70％ |
| KPI（効果）： | データ基盤の利活用に向けて、10施設に当該システムの実装導入 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－33] 高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業** | |
| * IoT社会の到来により急増した情報を効率的に活用するためには、従来のサーバ集約型のクラウドコンピューティングに加えて、ネットワークのエッジ側で中心的な情報処理を行うエッジコンピューティングにより、情報処理の分散化を実現することが不可欠である。 * 本事業では、エッジ側で動作する超低消費電力コンピューティングや、新原理により高速化と低消費電力化を両立する次世代コンピューティング（量子コンピュータ、脳型コンピュータ等）等の実現に向けて、ハードとソフトの一体的な技術開発を実施する。 * これにより、ポストムーア時代における我が国情報産業の競争力強化、再興を目指す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | ＜革新的AIエッジコンピューティング技術の開発＞  令和４年度（2022年度）において、従来比10倍以上の消費電力性能を実現する技術を確立  ＜次世代コンピューティング技術の開発＞  令和９年度（2027年度）において、従来比100倍以上の消費電力性能を実現する技術を確立  ＜エッジ領域におけるヘテロジニアスデバイスのための技術開発＞  令和６年度（2024年度）において、従来比10倍の電力効率向上を実現する技術を確立 |
| KPI（効果）： | 令和19年度（2037年度）において約3,275万t/年のCO2削減 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－34] リモートセンシング技術のユーザー最適型データ提供に関する要素技術の研究開発** | |
| * 我が国では、年間２兆円を超える水災害による被害が発生しており、特に近年のゲリラ豪雨では、急激な河川の増水や道路冠水等により甚大な人的・物的被害が発生している。これら被害を最小限にするためには、発災の兆候をいち早く観測・分析する必要がある。 * 高性能レーダーにより降雨等の情報を高精細に観測可能なリモートセンシング技術は、豪雨災害予防等の防災・減災分野での導入が見込まれるものの、その観測データ量が膨大であるためリアルタイムのデータ伝送に課題を有していることから、データの圧縮・復元技術に関する研究開発を実施する。 * 本施策により、平時はもとより災害時等の限られた通信環境下にあっても、間断無くリアルタイムにデータ提供が行え、激甚化する災害被害の低減に向けた環境を構築することができる。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | リモートセンシングデータの活用が見込まれる機関等が期待するデータを、３段階（※）の伝送容量内で適切に伝送するため、AI等を用いたデータ圧縮・復元技術を確立する。  ※100Mbps（光回線）、10Mbps（携帯電話回線）、400kbps（衛星通信回線）の3段階 |
| KPI（効果）： | 研究開発終了５年後（令和11年度（2029年度））までに、開発した圧縮・復元技術を活用したデータ提供システムの導入を２件以上行う。 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－35] 量子暗号通信網構築のための研究開発** | |
| * 近年の量子コンピュータ研究の加速化により、実用的で大規模な量子コンピュータ が実現されることで、現代暗号の安全性が破綻することが懸念されている。 * 量子コンピュータ時代においても国家間や国内重要機関間の機密情報のやり取りを可能とするため、地上系における量子暗号通信技術の高度化技術（長距離リンク技術及び中継技術）を確立し、衛星系については、衛星ネットワーク化技術の確立及び地上系との統合検証に向けた研究開発を行う。 * これにより、我が国の国際競争力の強化や安全・安心な社会の実現に向けたICTの研究開発・標準化の推進に寄与する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 地上系における量子暗号通信技術の高性能化（令和６年度（2024年度）末までに現状の３倍程度（45kmで1Mbps程度）の高速化を可能とする技術を確立する） * 衛星系・地上系統合ネットワーク化技術の確立（令和７年度（2025年度）末までに数百km～数千kmといった大陸間スケールでのネットワークを構築できる機能を検証する） |
| KPI（効果）： | * 研究開発成果の製品化（令和11年度（2029年度）までに計２種類以上（地上系）、令和12年度（2030年度）までに計１種類以上（衛星系）） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－36] データ駆動型研究開発を推進するためのマテリアル研究開発プラットフォームの基盤整備** | |
| * 令和３年（2021年）４月に策定された「マテリアル革新力強化戦略」のアクションプランとして、“マテリアルデータと製造技術を活用したデータ駆動型研究開発の促進”が掲げられている。 * このため、国立研究開発法人物質・材料研究機構（NIMS）を中心として、全国の大学・研究機関の最先端共用設備から創出されるマテリアルデータを機関の枠組みを越えて共有・利活用するための体制整備を推進。 * また、マテリアル分野の中小企業・ベンチャーを中心とした技術開発支援に向け、国立研究開発法人産業技術総合研究所（AIST）の地域センターに、データ収集システムを備えた一気通貫のマテリアル・プロセス開発設備の整備を進めている。 * これらの取組により、産学官のマテリアルデータの戦略的な収集・蓄積・利活用が促進され、データ駆動型のマテリアル研究開発が全国で実施、革新的材料の創製とその迅速な社会実装にがる。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 令和５年度（2023年度）までに、全国的な先端共用設備提供体制で創出されたデータを、一元的に集約・蓄積・利活用するためのシステムの試験運用を開始し、令和７年度（2025年度）までに本格運用開始 * 令和３年度（2021年度）までに、AISTの地域センターをコアとしたプロセスイノベーションプラットフォームを全国３か所以上で整備し、令和６年度（2024年度）までに本格運用開始 |
| KPI（効果）： | * 令和７年度（2025年度）までに、全国的な先端共用設備提供体制からのデータ創出件数を約100万件/年 * 令和６年度（2024年度）までにプロセスイノベーションプラットフォームの産学利用件数が40件以上 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－37] マテリアル分野をユースケースとした「研究DXプラットフォーム」の構築** | |
| * 我が国が世界に誇る情報インフラ（スパコン、SINET）や研究データベース、先端共用施設群や大型研究施設などのポテンシャルと強みを相乗的に生かし、世界を先導する価値創造の核となる「研究DXプラットフォーム」を構築する。そのため、まずは材料データの収集・蓄積・活用促進の取組の実績を持つマテリアル分野をユースケースに、研究データの創出、統合、利活用まで一気通貫した研究のデジタルトランスフォーメーション（研究DX）を推進する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 全国的な研究データ基盤の整備状況 * マテリアル研究開発プラットフォームとの連携状況 * マテリアル分野の以外の研究開発プラットフォームとの連携状況 * 最先端大型研究施設との連携状況 |
| KPI（効果）： | * 全国的な研究データ基盤の構築（令和８年度（2026年度）） * マテリアル研究開発プラットフォームとの連携 * ライフ、防災等の分野の研究開発プラットフォームとの連携 * 最先端大型研究施設との連携 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.９－38] 地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業** | |
| * 地球環境ビッグデータ（観測情報・予測情報等）の蓄積・統合解析を行うデータ統合・解析システム「DIAS」の利用者数は、順調に増加。引き続きシンポジウム等の開催などによりDIASの周知に努め、令和12年度（2030年度）までに利用者10,000人の達成を目指す。 * リアルタイム予測システム等のこれまでの成果の高度化・展開や災害分野や農業分野等の新規分野の開拓による利用拡大等を推進するとともに、地球環境ビッグデータの利活用した気候変動、防災等の地球規模課題の解決に貢献する研究開発を推進。 * 国、地方公共団体、企業等の気候変動対策を中心とした意思決定に貢献する地球環境データプラットフォーム（ハブ）の実現を目指す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 地球環境情報プラットフォームの利用者数（令和12年度（2030年度）10,000人） |
| KPI（効果）： | 気候変動・防災等の関連分野とのデータ基盤連携の推進 |
|  | |

Ⅹ．デジタル社会のライフスタイル・人材

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.10－１] テレワークの普及** | |
| * テレワークは、働き方改革を推進するに当たっての強力なツールの一つであり、また今般の新型コロナウイルス感染症対策として人と人との接触を極力避け、業務継続性を確保するためにも不可欠なものであり、具体的かつ効果的な形で普及が進むようにすることが課題。 * このため、テレワークの普及に当たっては、関係府省庁が連携し、テレワークに必要なITシステム導入支援、専門家による相談体制や地域でのサポート体制の整備、必要なネットワーク環境やテレワーク拠点等の整備、ガイドラインの周知等に取り組むとともに、企業の取組を踏まえつつ、テレワーク月間等の実施や表彰等の周知による啓発にも取り組む。KPIについては、緊急事態宣言及びその後の状況を踏まえた上で設定する。 * また、地方でテレワークを活用することによる「転職なき移住」を実現するため、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）によりサテライトオフィス整備・運営・利用促進等の取組みを行う地方公共団体の支援を行うとともに、地方公共団体や企業に対する情報提供及び相談体制の整備や、地方創生テレワークに取り組む企業等に対する自己宣言制度及び表彰制度の実施等、企業が取組を進めるための環境を整備する。 * 国家公務員については、「国家公務員テレワーク・ロードマップ」に基づき、令和３年（2021年）８月に各府省庁において策定したテレワーク推進計画にのっとり、率先して計画的なテレワーク環境整備を進める。 * 緊急事態等における企業及び行政の事業継続性を確保するとともに、働き方改革の一助となり、労働者、事業者及びその顧客にとってワークライフバランス、生産性、満足度等の向上を実現。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 民間のテレワーク：   テレワーク導入企業の割合及びテレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合（新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえて設定）   * 国家公務員のテレワーク：   令和７年度（2025年度）までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備 |
| KPI（効果）： | * 緊急時における事業継続性の確保、働く者にとって効果的なテレワークを推進 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.10－２] シェアリングエコノミーサービスの普及** | |
| * シェアリングエコノミーの活用事例をまとめた｢シェア・ニッポン100｣において、令和２年度（2020年度）版は15地域を新たに追加し、全115地域の事例を掲載。シェアリングエコノミーを活用する地方公共団体は着実に増加しており、事業者団体が立ち上げたシェアリングシティ推進協議会には70以上の地方公共団体が参加するなど、一定程度の浸透が進みつつある。更なる定着に向けては、サービスの安全性・信頼性の向上を図るとともに、根強く残る消費者の不安感を解消していく必要がある。 * 官民連携して構築したシェアリングエコノミー認証制度及びシェアエコあんしん検定について、更なる普及に取り組む。具体的には、広報の強化や関係府省庁との連携等を事業者団体と検討し、一層の周知を図ることで社会の認知関心を高める。地域における活用については、シェアリングシティ推進協議会と連携して、地方公共団体としての活用イメージが具体的に膨らみやすいような各シェアサービスの紹介ハンドブック等を令和３年度（2021年度中）に作成する。また、防災分野におけるモデル連携協定や地方公共団体向け活用ハンドブック等も示しながら、地方公共団体等とともに公共サービスとしての新たな活用事例の創出に向けて検討を深める。国内事業者の海外展開やユーザーが海外でも安心してサービスを利用できる観点から、これまで日本主導で進めてきたシェアリングエコノミーの国際標準化については、令和４年度（2022年度）中にTS（Technical Specification）発行の予定。 * 以上のような取組を通じ、シェアワーカーやシェア事業者の安全性・信頼性に対する意識向上を促すとともに、更なる社会への浸透を図り、シェアリングエコノミーを活用した地域諸課題の効率的かつ効果的な解決につなげる。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | シェアリングシティ推進協議会に加盟する地方公共団体数 100  （令和４年度（2022年度）末までに） |
| KPI（効果）： | シェアリングシティ推進協議会の地方公共団体課題別WGを通じた新たな事例の創出数 ５  （令和４年度（2022年度）末までに） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.10－３] 地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成** | |
| * 地域情報化アドバイザー派遣事業により、データ利活用（AI・RPA等）の専門家を地方公共団体等に派遣し、講演やプロジェクトに対する助言等を行うことで、地域課題に取り組む人材の育成を支援。 * 令和２年度（2020年度）においても地域情報化アドバイザーの派遣を実施。令和２年（2020年）４月から令和３年（2021年）１月末まで派遣申請を受け付け、227団体に派遣決定した。 * 令和３年度（2021年度）については、４月16日地域情報化アドバイザーの派遣申請の受付を開始し、令和４年（2022年）３月まで順次派遣を実施する予定。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 派遣地域数 |
| KPI（効果）： | AI・RPAを導入している地方公共団体数（令和３年度（2021年度）末までに600団体） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.10－４] デジタル人材育成プラットフォームの構築** | |
| * Society 5.0の実現に向けた変革や、新型コロナウイルス感染症の影響等により、経営課題や事業環境の変化に合わせた業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））が求められる中、令和12年（2030年）には約45万人のIT人材が不足するという試算結果が得られており、デジタル技術を駆使して新たな価値を生み出せる人材の育成・確保は喫緊の課題となっている。 * 本事業では、デジタル人材を育成・確保するためのプラットフォームを構築し、地域企業のDXを進められる人材（座学やケーススタディ学習等を経て課題解決型現場研修プログラムに参加した者のうち、修了した者）を５年間で1,300人育成・確保する。 * 地域企業のDXを進められる人材の育成を通じ、産業界全体におけるデジタル技術を活用している企業比率の向上に寄与することで、世界最先端のデジタル技術利活用社会の実現に貢献する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | ケーススタディ学習プログラム受講者数 |
| KPI（効果）： | 現場研修プログラム修了者数  （令和８年度（2026年度）目標：1,300人） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.10－５] デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業** | |
| * 大学院の閉塞性・分野の壁を打破し、高度な専門的知識のみならず、数理・データサイエンス・AI分野のスキルや国際感覚を身に付けた、今後の社会を引する高度人材の育成のための分野融合の体系的な大学院教育モデルを構築する必要が生じている。 * そのため、専門分野×データサイエンス・コンピューターサイエンス分野のダブルメジャーなどの大学院教育推進により、アカデミック・ノンアカデミックにおいて国内外で活躍できるデジタルの素養を持ち合わせた人材を育成するための取組を支援する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 今後の社会を引する高度人材の育成のための分野融合の体系的な大学院教育を構築した件数（事業実施件数）（令和９年度（2027年度）まで） |
| KPI（効果）： | 専門分野×データサイエンス・コンピューターサイエンス分野のダブルメジャーなどの大学院教育を修了した学生数（令和９年度（2027年度）まで） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.10－６] 数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進** | |
| * 「AI戦略2019」においては、文理を問わず、全ての大学生・高専生が、初級レベルの数理・データサイエンス・AIを習得すること、一定規模の大学・高専生25万人が自らの専門分野への応用基礎力を習得することが目標の一つとして掲げられており、この人材育成目標の実現に向け、拠点校等の整備やモデルカリキュラム策定など、数理・データサイエンス・AI教育の全国展開に取り組んでいる。 * 令和２年度（2020年度）に応用基礎レベルのモデルカリキュラムが策定されたことを受け、令和３年度（2021年度）においては、モデルカリキュラムを踏まえた教材作成等への支援を行うとともに、優れた教育プログラムを認定する制度の運用を行う。 * これにより、全国における数理・データサイエンスAI教育の普及・展開の加速化を図り、令和７年（2025年）までに「AI戦略2019」で掲げる人材育成目標の達成を目指す。 * デジタル人材育成プラットフォームと連携。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 全国の大学等への普及・展開、各大学等における取組状況。  令和７年（2025年）までに全ての大学生・高専生が数理・データサイエンス・AIの基礎的な素養を身に着けるための教育体制を整備。 |
| KPI（効果）： | 「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」において、認定を受けた大学等の数。  令和７年（2025年）までに対象となる全ての大学等が認定を受けることを目指す。 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.10－７] IT人材スキル標準の策定** | |
| * 情報サービスの提供やユーザー企業の情報システム部門に関わっている従来型IT人材にとって不足している、セキュリティ、データサイエンス、アジャイル等のスキル強化を図るための“学び直し”を加速するための指針となる“ITSS＋（プラス）”について継続的な見直しを実施するとともに、デジタル時代に求められる新たなスキル標準について拡充を図る。 * デジタル人材育成プラットフォームと連携。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * ITSS＋（プラス）の改訂（１領域以上） * スキル標準の拡充着手（令和３年度（2021年度）） |
| KPI（効果）： | * スキルの見える化によるデジタル・IT人材育成環境の向上（令和４年度（2022年度）以降） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.10－８] Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業** | |
| * 情報技術人材やデータサイエンティストを育成する取組において実践的な教育を推進したものの、IT人材等については今後も不足する見込みである。 * 令和３年度（2021年度）以降も人材育成の取組を引き続き実施し、質・量両面に渡る育成機能の強化を図る。 * これにより、修了者数の増加を図り、１人でも多くのIT人材等を供給する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 本事業において開発したプログラムの受講者数（令和４年度（2022年度）まで） |
| KPI（効果）： | 本事業において開発したプログラムの修了者数（令和４年度（2022年度）まで） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.10－９] 情報教育の強化・充実** | |
| * 新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「情報活用能力」の育成に向けて、情報教育の強化・充実を図る必要がある。 * これまで、小・中・高等学校を通じた情報教育の強化・充実を図るための調査研究を行い、研修用教材等を作成するとともに、プログラミング教育に関する情報提供、情報活用能力を定期的に測定するための調査のための準備、情報モラル教育の指導資料や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等の取組を行った。 * 令和３年度（2021年度）においては、児童生徒の情報活用能力調査を実施するとともに、情報モラル教育に関するコンテンツの充実等を行い、令和２年度（2020年度）から順次実施されている新学習指導要領の円滑な実施を目指す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | * 情報教育に関する研修用教材、教育実践事例集の作成 * 情報モラル教育に関する指導資料の作成及びセミナーの開催 |
| KPI（効果）： | * 令和２年度（2020年度）以降の新学習指導要領の円滑な実施 * 授業中にICTを活用して指導する能力について、「できる」、「ややできる」と回答した教員の割合 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.10－10] データ関連人材育成プログラム** | |
| * 令和３年度（2021年度）で事業開始５年度目を迎え、高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進が着実に行われるようにすることが必要。 * このため、令和２年度（2020年度）までに選定した機関の取組が効果的に実施されるよう引き続き支援するとともに、全国的なネットワークの構築に取り組む。 * これにより、我が国の社会で求められる高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進を図り、データ利活用社会のエコシステム構築への貢献を目指す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 補助金額/200万円に対する研修プログラムを受講している博士人材等の数の比（毎年度末100％超） |
| KPI（効果）： | 研修プログラムを修了した者のうち、当該年度中に博士号を取得し卒業又は満期退学する者の就職率（毎年度末75％超） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.10－11] IT・セキュリティ人材育成及び国家資格の普及啓発等** | |
| * 第４次産業革命に対応する人材を計画的に育成するために、引き続き「セキュリティ・キャンプ」、「未踏IT人材発掘・育成事業」の実施や国家資格の普及・啓発を行うとともに、平成29年度（2017年度）に新たなスキル標準の策定を開始。令和７年度（2025年度）の情報処理安全確保支援士の登録者数３万人超を目指す。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 情報処理安全確保支援士試験の受験者数 |
| KPI（効果）： | 令和７年度（2025年度）までに情報処理安全確保支援士の登録者数３万人超 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.10－12] ITとOT（制御技術）の知見を備えたセキュリティ人材の育成** | |
| * 経済産業省では、平成29年度（2017年度）から、IPAに設置した産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）にて、サイバーセキュリティ対策を担う中核人材育成プログラムを実施している。 * これまでの実施経験や受講者のアンケートを踏まえ、更なるカリキュラムの見直しを行う。 * これにより、ITとOT（制御技術）双方のスキルを核とした上でビジネススキルやマネジメントスキル・リーダーシップをバランスよく兼ね備えた、我が国の重要インフラ等におけるセキュリティ人材の育成に取り組む。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）中核人材育成プログラム修了者の人数 |
| KPI（効果）： | 産業サイバーセキュリティセンター（ICSCoE）中核人材育成プログラム修了者の人数 |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.10－13] 実践的サイバー防御演習（CYDER）** | |
| * セキュリティ人材が不足する中、サイバー攻撃は巧妙化・複雑化しており、サイバーセキュリティ対処能力を持つ人材育成が急務である。 * 総務省において、NICTの「ナショナルサイバートレーニングセンター」を通じて、国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的サイバー防御演習（CYDER）等を実施。平成29年度（2017年度）から、年間100回、計3,000名規模で集合演習を実施しており、令和３年度（2021年度）も集合演習を同等規模で実施する。また、令和３年度（2021年度）中に、感染症拡大防止対策及び地理的・時間的要因等によりCYDERが受講できない地方公共団体等への対応として、オンライン受講環境の正式提供を開始する。 * これにより、サイバーセキュリティ人材の育成を推進し、社会全体としてサイバーセキュリティ対応力の強化を図る。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 集合演習の開催回数（令和３年度（2021年度）100回） |
| KPI（効果）： | セキュリティ人材の育成数（令和３年度（2021年度）3,000人） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.10－14] 産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成の推進** | |
| * 民間等におけるセキュリティ人材育成において、人材育成を行うために必要な技術・ノウハウ・機材等がないため、海外教材に依存し、日本特有の事例が反映できていない状況がある。また、慢性的な人材不足もあり、本来防げるはずのサイバー攻撃が防げない状況である。 * 総務省において、NICTのサイバーセキュリティネクサス（CYNEX）を通じて、サイバーセキュリティ人材育成を実施しようとする教育機関・民間事業者等が利用可能なプラットフォームである「サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤」を令和３年度（2021年度）中に構築し、提供を開始する。 * これにより、産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成を推進する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤において民間企業等が開発した人材育成コンテンツ数（令和３年度（2021年度）までに１、令和４年度（2022年度）までに５） |
| KPI（効果）： | サイバーセキュリティ統合知的・人材育成基盤の利用者数（令和７年度（2025年度）までに延べ3,000人） |
|  | |

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| **[No.10－15] 政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進** | |
| * 「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」（平成28年３月）に基づき取り組まれてきたものの、システムの整備・運用やセキュリティ対策のみならず、DX・BPR・データの利活用等を進めるために必要となる中核人材の更なる能力の向上が求められる。 * このため、 * デジタル庁、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）等においては、政府デジタル人材の育成を図るため、役職段階別（係員、係長など）のスキルレベルのモデルを設定し、これに応じた研修を的確に実施する。 * 各府省庁においては、研修修了者等に対し、業務経験も踏まえてスキル認定を行う。また、各府省庁、独立行政法人等の職員に対し積極的な受講を促す。 * これにより、デジタル化の進展に必要となる素養を有する人材を育成する。 | |
|  | |
| KPI（進捗）： | 各府省庁のスキル認定者数 |
| KPI（効果）： | 各府省庁のスキル認定者によるデジタル化への貢献等の効果 |
|  | |

**索引**

Ⅰ．誰一人取り残されないデジタル社会の実現 2

[No.１－１] ウェブアクセシビリティ確保のための環境整備等 2

[No.１－２] 情報アクセシビリティ確保のための環境整備 2

[No.１－３] 高齢者等に向けたデジタル活用支援の推進 2

[No.１－４] 地域で子供たちがプログラミングなどICT活用スキルを学び合う場の普及促進 3

[No.１－５] 障害者の本人確認等の簡素化 3

[No.１－６] 多言語翻訳技術の高度化に関する研究開発 4

[No.１－７] 条件不利地域における通信インフラの整備の推進 4

[No.１－８] 鉄道トンネルなどにおける携帯電話の通じない区間の解消を加速 5

[No.１－９] 沖縄県における超高速ブロードバンド環境整備促進事業 5

[No.１－10] 障害当事者参加型技術開発の推進 5

Ⅱ．国際戦略の推進 7

[No.２－１] 国際的なデータ流通の推進 7

[No.２－２] 信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組及びAPEC CBPRシステムの推進 7

Ⅲ．安全・安心の確保 9

[No.３－１] データ連携基盤を支えるサイバーセキュリティ対策 9

[No.３－２] セキュリティ標準の策定 9

[No.３－３] サイバーセキュリティお助け隊の構築 9

[No.３－４] 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信 10

Ⅳ．包括的データ戦略の推進 11

[No.４－１] 分野ごとデータ連携基盤間でのデータ流通を促進する分散型分野間データ連携の推進 11

[No.４－２] 国土交通データプラットフォーム整備 11

[No.４－３] いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備 11

[No.４－４] AI・データの利用に関する適切な契約の促進 12

[No.４－５] オープンデータ官民ラウンドテーブル等を通じたデータ利活用の促進 12

[No.４－６] オープンデータ・バイ・デザインの推進 13

[No.４－７] 地方におけるオープンデータの促進 13

[No.４－８] オープンデータカタログの一元的提供の推進 14

[No.４－９] 統計データのオープン化の推進・高度化 14

[No.４－10] 介護サービス情報公表システムを活用した効果的な情報提供 15

[No.４－11] 「レセプト情報・特定健診等情報データベース」（NDB）に係る情報の充実、医療等分野における識別子（ID）の導入 16

[No.４－12] 保育所や放課後児童クラブの利用に関する有益な情報の公開促進 17

[No.４－13] ハザードマップ（災害リスク情報）のオープンデータ化 17

[No.４－14] 指定緊急避難場所情報の迅速な整備・更新・公開及び各種情報との連携の推進 18

[No.４－15] 歩行空間における自律移動支援の推進 18

[No.４－16] 公共交通分野におけるオープンデータ化の推進 19

[No.４－17] 国家座標に準拠した高精度な位置情報の利活用及び流通の促進 19

[No.４－18] 農業関係情報のオープンデータ化の推進 20

[No.４－19] 基盤となる地理空間情報等の整備・提供 20

[No.４－20] ボーリング柱状図データ（土質調査結果含む）の公開の促進 21

[No.４－21] 土地情報連携の高度化 21

[No.４－22] 地理空間情報（G空間情報）の流通基盤の整備等 22

[No.４－23] 不動産関連データの連携基盤となる不動産ID（共通番号）のルール整備 22

[No.４－24] i-Constructionの推進による３次元データの利活用の促進 22

[No.４－25] 気象情報の利活用の促進 23

[No.４－26] Connected Industriesの実現に向けた取組の推進 23

[No.４－27] 海外安全情報のデータ公開と活用の促進 24

[No.４－28] 海のデータ連携の推進 24

Ⅴ．国民に対する行政サービスのデジタル化 25

[No.５－１] 金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進 25

[No.５－２] マイナポイント施策の推進 25

[No.５－３] 医療保険のオンライン資格確認の拡大 25

[No.５－４] 運転免許証とマイナンバーカードの一体化 26

[No.５－５] スマートフォンによる公的個人認証サービスの利用実現 26

[No.５－６] 国外におけるマイナンバーカード・公的個人認証サービスの継続利用 26

[No.５－７] コンビニ交付サービスの導入推進 27

[No.５－８] 子育て・介護ワンストップの推進 27

[No.５－９] 引越しワンストップサービスの推進 28

Ⅵ．準公共分野のデジタル化の推進 29

[No.６－１] 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進 29

[No.６－２] 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現 29

[No.６－３] レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業 30

[No.６－４] 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進 30

[No.６－５] 匿名加工医療情報の利活用の推進 31

[No.６－６] 予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討 31

[No.６－７] ICT等を用いた遠隔診療の推進 31

[No.６－８] 8K等高精細映像技術の医療応用の推進 32

[No.６－９] 児童生徒１人１台端末の整備 32

[No.６－10] 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進 33

[No.６－11] ICTを活用した教育サービスの充実 33

[No.６－12] 学習データの継続的な活用の推進 34

[No.６－13] 学習者用デジタル教科書の普及促進等 34

[No.６－14] 防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築 35

[No.６－15] 罹災証明のデジタル化 35

[No.６－16] 被災者台帳管理 35

[No.６－17] 被災者生活再建支援金手続における添付書類不要化等 36

[No.６－18] 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進 36

[No.６－19] AIチャットボット等の活用 37

[No.６－20] 準天頂衛星システムの開発・整備・運用及び利活用促進 37

[No.６－21] 公共安全LTEの実現のための安定性・信頼性向上に向けた技術的検討 37

[No.６－22] Jアラートによる迅速かつ確実な情報伝達の実施 38

[No.６－23] Lアラートによる迅速な災害情報発信や発信情報の拡充・利活用の拡大 38

[No.６－24] 自動運転のアーキテクチャ構築と実証事業の推進 38

[No.６－25] 小型無人機（ドローン）の制度整備と社会実装の推進 39

[No.６－26] 「官民ITS構想・ロードマップ」に基づいた取組の推進 39

[No.６－27] 官民の保有するモビリティ関連データの連携 40

[No.６－28] 位置情報を統一的な基準で一意に特定する「３次元空間 ID」の整備 40

[No.６－29] 官民連携でのETC2.0データの活用 40

[No.６－30] データ連携による生産・流通改革 41

[No.６－31] 農業生産のスマート化 41

[No.６－32] 農業情報の標準化の推進 42

[No.６－33] スマート農業実証プロジェクト（「スマート農業加速化実証プロジェクト」及び「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」） 42

[No.６－34] データをフル活用したスマート水産業の推進 42

[No.６－35] 水産流通適正化に係る電子システム対策事業 43

[No.６－36] 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）によるDXの促進 43

[No.６－37] 農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）による農地情報の一元化に資する農地情報公開システムの見直し 44

[No.６－38] 森林クラウド・SCMによる施業集約化・流通の効率化を実現するためのスマート林業等（林業イノベーション）の推進 44

[No.６－39] 筆ポリゴンデータのオープンデータ化・高度利用促進 45

[No.６－40] サイバーポートの整備（港湾物流分野） 45

[No.６－41] 良好な労働環境と世界最高水準の生産性を有する「ヒトを支援するAIターミナル」の実現 46

[No.６－42] 連携型インフラデータプラットフォームの構築 46

Ⅶ．相互連携分野のデジタル化の推進 48

[No.７－１] 取引のデジタル化 48

[No.７－２] 電子インボイスの標準仕様の社会実装によるバックオフィス業務の効率化に向けた取組 48

[No.７－３] デジタル技術やデータを活用したスマートシティの推進 48

[No.７－４] スマートシティモデルプロジェクトの推進 49

[No.７－５] 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進 49

Ⅷ．産業のデジタル化 51

[No.８－１] ミラサポplusの機能拡充を通じた中小企業支援の充実 51

[No.８－２] オンライン本人確認手法の普及促進 51

[No.８－３] 地域企業のDX推進 51

[No.８－４] 産業界におけるデジタルトランスフォーメーションの推進 52

[No.８－５] DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による観光サービスの変革と観光需要の創出 52

Ⅸ．デジタル社会を支えるシステム・技術 54

[No.９－１] マイナポータルの抜本的改善 54

[No.９－２] ガバメントクラウドの整備 54

[No.９－３] ガバメントソリューションサービスの整備 55

[No.９－４] ５か年スパンを前提とした中長期的なシステム整備等の計画の策定と実施の徹底 55

[No.９－５] 独立行政法人の情報システムに係る目標策定・評価の推進 56

[No.９－６] 独立行政法人の情報システムの棚卸 56

[No.９－７] 被災者支援におけるマイナポータル活用の推進 57

[No.９－８] 登記情報システムに係るプロジェクトの推進 57

[No.９－９] 国税情報システムに係るプロジェクトの推進 58

[No.９－10] 国税地方税連携の推進 58

[No.９－11] 社会保険オンラインシステムに係るプロジェクトの推進 59

[No.９－12] ハローワークシステムを活用したサービスの充実 60

[No.９－13] 特許事務システムに係るプロジェクトの推進 60

[No.９－14] 警察共通基盤を活用した警察業務の合理化・高度化 61

[No.９－15] 港湾（港湾管理分野及び港湾インフラ分野）のデジタル化 61

[No.９－16] 交通管制の高度化に関する調査研究 62

[No.９－17] 視覚障害者、高齢者等の移動支援システムの普及促進 62

[No.９－18] 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化 63

[No.９－19] 交通信号機を活用した5Gネットワークの構築 63

[No.９－20] インターネットトラヒック流通効率化等の促進 64

[No.９－21] Beyond 5Gの実現に向けた総合的・戦略的な国際標準化・知財活動の促進 64

[No.９－22] ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業 64

[No.９－23] データセンター等の国内立地の最適化、海底ケーブルの日本周回敷設等の実現 65

[No.９－24] 最先端スーパーコンピュータ等の運用 65

[No.９－25] 新しいステージに向けた学術情報ネットワーク（SINET）整備 66

[No.９－26] 第５世代移動通信システム（5G）普及・展開に向けた研究開発、ローカル5Gに関する実証の実施 66

[No.９－27] Beyond 5G研究開発促進事業 66

[No.９－28] グリーン社会に資する先端光伝送技術の研究開発 67

[No.９－29] 高度遠隔医療ネットワークの研究開発 67

[No.９－30] 革新的な基礎研究から社会実装までの研究開発・脳科学やより革新的なAI研究開発の推進 68

[No.９－31] 人工知能/ビッグデータ/IoT/サイバーセキュリティ統合プロジェクト 68

[No.９－32] 認知症対応型AI・IoTシステムの研究開発 69

[No.９－33] 高効率・高速処理を可能とするAIチップ・次世代コンピューティングの技術開発事業 69

[No.９－34] リモートセンシング技術のユーザー最適型データ提供に関する要素技術の研究開発 70

[No.９－35] 量子暗号通信網構築のための研究開発 70

[No.９－36] データ駆動型研究開発を推進するためのマテリアル研究開発プラットフォームの基盤整備 71

[No.９－37] マテリアル分野をユースケースとした「研究DXプラットフォーム」の構築 71

[No.９－38] 地球環境データ統合・解析プラットフォーム事業 72

Ⅹ．デジタル社会のライフスタイル・人材 73

[No.10－１] テレワークの普及 73

[No.10－２] シェアリングエコノミーサービスの普及 73

[No.10－３] 地域のデータ利活用推進のための地域人材の育成 74

[No.10－４] デジタル人材育成プラットフォームの構築 74

[No.10－５] デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業 75

[No.10－６] 数理・データサイエンス・AI教育の全国展開の推進 75

[No.10－７] IT人材スキル標準の策定 76

[No.10－８] Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業 76

[No.10－９] 情報教育の強化・充実 76

[No.10－10] データ関連人材育成プログラム 77

[No.10－11] IT・セキュリティ人材育成及び国家資格の普及啓発等 77

[No.10－12] ITとOT（制御技術）の知見を備えたセキュリティ人材の育成 77

[No.10－13] 実践的サイバー防御演習（CYDER） 78

[No.10－14] 産学における自立的なサイバーセキュリティ人材育成の推進 78

[No.10－15] 政府機関におけるデジタル人材の確保・育成等の推進 79

1. 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和３年６月18日閣議決定）別紙「包括的データ戦略」Ⅰ．２．（２）②を参照。 [↑](#footnote-ref-2)